

令和4年6月10日（金曜日）

令和4年度南三陸町議会6月会議会議録

（第4日目）

令和4年6月10日（金曜日）

---

応招議員（13名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 伊藤俊君  | 2番  | 阿部司君   |
| 3番  | 高橋尚勝君 | 4番  | 須藤清孝君  |
| 5番  | 佐藤雄一君 | 6番  | 後藤伸太郎君 |
| 7番  | 佐藤正明君 | 8番  | 及川幸子君  |
| 9番  | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君  |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君  |
| 13番 | 星喜美男君 |     |        |

---

出席議員（13名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 伊藤俊君  | 2番  | 阿部司君   |
| 3番  | 高橋尚勝君 | 4番  | 須藤清孝君  |
| 5番  | 佐藤雄一君 | 6番  | 後藤伸太郎君 |
| 7番  | 佐藤正明君 | 8番  | 及川幸子君  |
| 9番  | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君  |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君  |
| 13番 | 星喜美男君 |     |        |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

|     |    |       |
|-----|----|-------|
| 町   | 長  | 佐藤仁君  |
| 副   | 町長 | 最知明広君 |
| 総務課 | 長  | 及川明君  |
| 企画課 | 長  | 佐藤宏明君 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 企画課震災復興企画調整監 | 桑 原 俊 介 君 |
| 行政管理課長       | 岩 渕 武 久 君 |
| 町民税務課長       | 佐 藤 正 文 君 |
| 保健福祉課長       | 高 橋 晶 子 君 |
| 環境対策課長       | 大 森 隆 市 君 |
| 農林水産課長       | 千 葉 啓 君   |
| 商工観光課長       | 宮 川 舞 君   |
| 建設課長         | 及 川 幸 弘 君 |
| 会計管理者兼会計課長   | 菅 原 義 明 君 |
| 上下水道事業所長     | 糟 谷 克 吉 君 |
| 歌津総合支所長      | 三 浦 勝 美 君 |
| 南三陸病院事務部事務長  | 後 藤 正 博 君 |

教育委員会部局

|           |           |
|-----------|-----------|
| 教育長       | 齊 藤 明 君   |
| 教育委員会事務局長 | 芳 賀 洋 子 君 |

監査委員部局

|        |           |
|--------|-----------|
| 代表監査委員 | 芳 賀 長 恒 君 |
| 事務局長   | 男 澤 知 樹 君 |

---

事務局職員出席者

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 事務局長               | 男 澤 知 樹 |
| 主幹兼総務係長<br>兼議事調査係長 | 畠 山 貴 博 |
| 主 事                | 山 内 舞 祐 |

---

議事日程 第4号

令和4年6月10日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

第 4 報告第 2 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

第 5 報告第 3 号 南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

第 6 報告第 4 号 令和 3 年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 7 報告第 5 号 令和 3 年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 8 報告第 6 号 令和 3 年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 9 議案第 1 号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 10 議案第 2 号 工事請負契約の締結について

第 11 議案第 3 号 工事請負契約の締結について

第 12 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について

第 13 議案第 5 号 工事請負変更契約の締結について

第 14 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について

第 15 議案第 7 号 財産の取得について

第 16 議案第 8 号 町道路線の認定について

第 17 議案第 9 号 町道路線の変更について

第 18 議案第 10 号 町有林樹木の売払いについて

第 19 議案第 11 号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

第 20 議案第 12 号 令和 4 年度南三陸町一般会計補正予算（第 1 号）

第 21 議案第 13 号 令和 4 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 22 議案第 14 号 令和 4 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 23 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件  
日程第 1 から日程第 23 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から議案の審議に入ります。円滑な運営に御協力をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会議において、御手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第1号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました、報告第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年3月31日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） おはようございます。

それでは、報告第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分について、細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書3ページから8ページまで、議案関係参考資料は4ページから27ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたします。資料4ページをお開き願います。

専決処分を行った今条例は、町長説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号が令和4年3月31日に公布され、翌日、4月1日から施行されることに対応できるよう、南三陸町町税条例を改正するため制定したものであります。

次に、改正の主な内容について御説明いたします。

まず、証明書交付事務について、具体的には固定資産税課税台帳記載事項の証明に関し、DV被害者等に配慮した記載事項となるよう措置を講ずる内容の条文を追加いたしました。

次に、個人町民税について、所得税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の特例措置の対象が令和7年の入居分まで延長されるに当たり、所得税から引き切れない額を改正前の制度と同じく控除限度額の範囲内において個人町民税から控除することといたしました。

続いて、固定資産税について、1つは評価額に対する負担水準が60%未満の商業地等に係る負担調整について、令和4年時にさらに緩和する措置を講ずるよう改めました。2つ目に、省エネ改修等を行った住宅に対する税額の軽減措置の要件等見直しを行っております。そのほかといたしまして、法律改正に伴う条ずれ等の改正を行っております。

続いて5ページをお開きください。

このページでは今条例改正した各条文について、改正ポイント、それに対応した条項、改正内容、施行日を表にまとめております。

なお、この補足資料は6ページから27ページまでの新旧対照表等参照して御覧いただければと思います。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

この説明資料の5ページの中にあります改正項目なんですかけれども、まずもって個人町民税の中で、上場株式に係る配当所得等の課税の特例ということがうたってあります。その中で当町に該当する人が何人ぐらいいるのか、まずもってその点と、それから固定資産税の中で、新築住宅に対する特例ということがありますけれども、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等とあります。これが、いつまでこの特例が続くのか、それとこの率ですね、どのような率を掛けて税から控除になるのか、その辺もう少し詳しくお願ひいたします。

それから、その下の宅地等に対して課する特例ということで、これも令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を本則の5%から2.5%に低減措置とあります。今年だけに限りますけれども、当町としては、件数とその額、低減、下がる幅、件数と額をお聞かせください。5%から2.5%に下げたときの額と件数をお伺いします。もし調べているのであればお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、株式に係る配当所得の特例というところにつきましては、各年において所得がある方というのは一定ではありませんので具体的な数字は押さえておりませんが、年によって大きく変動している状況にあります。億単位で出る年もあれば、1,000万円台で収まるという年もありますので、具体的な人数はちょっと押さえておりません。

それから、住宅改修につきましては、これは今後続けられるというところでありますので、実はこれまでやっていた制度で内容を見直しているというところで、具体的には50万円以上という金額が60万円以上の住宅改修というふうに改められた後、内容につきましては省エネ工事の内容が、例えば断熱とかそういったものだけにとらわれず、太陽光の発電とかそういった装置の工事の分も加味して60万円というような内容に改められたりというところがあるので、これについては引き続きこの内容で軽減措置が受けられるというところであります。具体的な軽減につきましては、申請した翌年度1年間に限り120平米まで3分の1が軽減されるという内容ですので、2年目3年目については受けられないと、1年限りというような内容になります。

それから、商業地等の緩和措置ですね、これにつきましては、件数はちょっと押さえてはございませんが、町全体で軽減される税額は220万円ぐらいということになります。具体的には、市街化区域にある宅地、商業用地、こういったものが該当になるというところでですので、ごく限られたものになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 個人町民税の場合は変動があるからということで分かりました。

その次は、50万円以上、省エネの関係ですね、今までの50万円以上というものが60万円に引き上がったということなんですけれども、今お伺いすると太陽光もそれに該当すると言われましたけれども、例えば太陽光だけで省エネを申請した場合、この60万円がもらえるのか、何かと一緒にしなければならないものなのか、その辺お伺いします。

それから、商業用地だからアップルタウンの下などがそうだと思うんですけれども、220万円程度ということなので、5%から2.5%というと半額になるわけですけれども、その土地の大きさにもよりますけれども、件数は押さえていないでしょうか。もし押さえているんであればお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 住宅改修の件につきましては、60万円丸々太陽光の装置を設置したらという部分につきましては該当になりません。基本的に省エネの工事を50万円以上やって60万円に達しない場合については、60万円に達するまで太陽光であるとか、それに付随するような工事をした場合というところで、なおかつ、建築士や住宅性能評価機関、こちらからの証明がないと受けられないというところになります。60万円もらえるという話ではなくて、これにつきましては固定資産税の120平米相当分の税額の3分の1が軽減されるという内容でありますので、御理解いただければと思います。

宅地の件数につきましては、残念ながらちょっと資料はございませんので、町内全体で220万円というような内容であります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、省エネの関係ですけれども、私も町民に説明をしなければならないので、後でもらいに行きますので、その辺資料などを用意していただければありがたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ、私も省エネについて伺いたいんですけども、ページ数20ページ、内容的には分かったんですが、そこでもう少し詳しく伺いたいと思います。今回、熱損失防止改修工事ということで、こういった割引があるということで、その追加分もパネルの分ということで分かったんですが、先ほど断熱に限らずという、そういう答弁がありまし

た。そこで伺いたいのは、現在、皆さん新しい家を建てた方たちは、ハウスメーカーさんの機密性が優れているというか魔法瓶みたいな感じの家に住んでいるわけなんですけれども、そこで省エネという観点からすると、夏場等の熱を放出する工事、具体に言うと、風通しをよくするような家に改修した場合も、クーラーの電気を使わないんで省エネになると思うんですが、そういうものは対象になるのかどうか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 具体的に個別の工事が該当になるかという部分については厳密なところをお答えできるものがないんですけども、例えば、窓につきましても太陽光が家の中に入らないような遮断するようなサッシであるとか、そういうものも該当するというような内容がありまして、細かにどれが該当してどれが該当しないというのもありますので、詳しくは先ほど申し上げた建築士であるとか性能評価機関、こういったところにお問合せいただいて、その該当する部分がその金額に達するかというようなところを目安として申請いただくのが必要でないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりましたけれども、省エネという観点から、以前、昔の家みたいに玄関というか表があって、裏があって、それを風を通すようにすれば何か省エネというそういう観点だったんですけども、そこで、先ほど課長答弁あった扉等を改修するとき、後ろ側だと思うんですけども、扉等を断熱効果ある扉等に変えてすれば、あとは建築士さん等の効率の計算なんでしょうけれども、そういうところだと対応するような形だとは思うんですが、そのところを再度伺いたいと思います。

あともう1点、前議員の質問にもあったんですが、120平米で1年だけ3分の1軽減ということなんですけれども、建物にもよるんでしょうけれども、その120平米で大体幾らぐらいの税の軽減、平均的というのがありましたら、なければよろしいですけれども大体ということでお願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 扉を改修した場合という点につきましては、扉が該当するかどうか分かりませんが、例えばサッシとかといったガラスがペアサッシであるとか、ペアガラスですね、そういうものを使用した場合には該当するというような内容がありますので、その扉の構造によっては該当する可能性はあります。

それから、3分の1がどれぐらい軽減なるかという部分については、実は町内で申請を受けた、ここ4年申請を受けておりませんので、具体的な数字はないというところで御理解いただきたいと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の件を終わります。

---

日程第4 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年3月31日付で公布された地方税法施行例等の一部を改正する政令の施行に對応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書11ページ、議案関係参考資料は28ページから30ページまでとなっております。

議案関係参考資料28ページを御覧ください。

専決処分を行った今条例は、町長説明のとおり、地方税法施行令等の一部を改正する政令、令和4年政令第133号が令和4年3月31日に公布され、翌日4月1日から施行されることに対応するため、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正するため制定したものであります。改正点は国民健康保険税課税限度額について、基礎課税分が改正前63万円から65万円に2万円増、後期高齢者支援金等課税額分が19万円から20万円に1万円の増となる改正であります。

て、これにより、合計の課税限度額は99万円から100万円に増額となる改正であります。

以上で、細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。今回税の上限が改正になったわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、こういった金額、当町ではどういった、個人情報に触れない程度で何名か言えるか、言えなければ、どれぐらいの方たちが今回この改正で適用になるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まだ令和4年度の本課税、本賦課が始まっておりませんので、今年度も何人いるかというところの数字は分かりませんが、ちなみに99万円の限度額、昨年であれば11名が該当したというような内容です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

限度額が2万円引き上がったわけですけれども、今病気、がんになる人は2人に1人って言われておりますけれども、この国保で高額医療を使われている人たちがどのぐらい年額ですね、例えば去年の額でいいですので、その辺、医療費の動向を見るためにもどの程度利用されているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 当初予算で計上するために積算した数字というところになりますが、令和4年度においては1億8,500万円の計上をしておりますので、そういった額が高額医療費相当というふうになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） かなりの高額医療を使っているわけなんですけれども、今後医療費を抑制していくための施策というものをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 医療費の増大を防ぐ手立てとして、早期発見・早期治療であるとか、健康的な生活を送っていただき、病気にならないような生活を送っていただくというようなところに主眼を置いて進める必要があるのかなというところでありますと、当初予算のほうでもそういったところに傾注して事業を進めるというところになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうですね、そのとおり、やはりふだんの生活が大事ですので、その点は隣にいる保健福祉課の協力をもらいながら、いろいろ削減に努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の件を終わります。

---

日程第5 報告第3号 南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第3号南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第3号南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和4年3月31日付で公布された所得税法等の一部を改正する法律等の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、報告第3号南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について、細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書14ページ、議案関係参考資料は31ページ、32ページとなっております。

専決処分を行った今条例は、町長説明のとおり、所得税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、租税特別措置法の一部が改正となり、翌日4月1日から施行されることに対応するため、南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要があり、制定したものであります。

議案関係参考資料31ページをお開き願います。

条例新旧対照表です。

改正の内容といたしましては、条例第2条の条文中、租税特別措置法の適用条項に繰下げがあつたことから、新旧対照表のとおり改正を行つたものでありますと、実質、課税免除の適用については改正前と全く変わりありません。

簡単ですが、以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 報告3号に関しては文言整理なので、内容について伺いたいということよりも、1号2号3号全て専決処分に関することなんですけれども、日切れ法案と呼ばれる、今回なんかも3月31日に法律が公布されて4月1日から施行ですよと、これは当然議会の判断を仰ぐ暇はないと、そのまま条例としては継続させなければいけないので、専決処分するということに対して異論があるわけではないんですが、特に報告第1号なんですけれども、内容が多岐にわたっていて、政策的な判断が介入する余地があるような気がいたしました。特に施行日が令和4年の4月1日ではなくて令和5年であつたり6年だつたりという内容も含まれますので、今議題としては報告第3号なんですけれども、専決処分の在り方として専決処分以外の方法というのはないのか、なかつたのかということに関して所見をお伺いしたいなと思いまして手を挙げました。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 専決処分の方法につきましては、議会と協議運営で決まったことというところで処理をさせていただいております。今回、令和4年4月1日以降に施行されるものもあるというところでの御指摘だと思うんですけども、実際この条例につきましては、その後幾度と改正が行われる条例でありますと、正確には国のはうからこういった条例改正を行うことで適正な課税ができますというような内容の情報が流れてきて、それを基に改正しているというところでありますと、これが正直南三陸町独自で改正条文をつくるとなると、その後の国の改正に対応した正しい改正ができるかという部分につきましては、なかなか正直難しいというところになります。ですので、今回4月1日に施行される分と併せて、それ以降に改正が必要な分も国の標準的な条例の例に従つて改正したというような内容となっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 専決処分の理由といいますか、しなければいけないというところの根拠については、今御説明いただいたとおりかなと思いました。

もう一つ追加でお伺いしたいのは、取決めをしたんでしたでしょうか。以前だと3月中に全員協議会があって、日切れ法案の税制改正等についての説明があった時期があったなというふうに記憶しているんですが、この3月はそれはなかったかなというふうに思いました。専決処分するに当たって、こちらは議会が委任してることですから、やっていいですよと、それに関してどうのこうの言うというのは筋が違うのかなとも思いますが、議員の立場として、変わること、変わる税制度に関しては情報を教えていただきたかった、収集しておくタイミングが欲しかったなというのが、今率直な気持ちとしてありますので、その必要性がなかつたのかどうか、開催が不可能だったのか、もしくは開催しなくてもいいということを決めたんでしようか、ちょっとそれでしたら私が失念しているんですけれども、そのあたりどうだったか確認させていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（男澤知樹君） 私からお答えさせていただきます。

まず、議員御発言のとおり、以前は3月に全員協議会なりを開いていただきたいと、日切れ法案の関係につきまして説明をさせていただきたいということで、説明がございました。その後、議会が指定したということで、この3月にはそういった機会はございませんでした。これにつきましては、以前は地方自治法の179条を根拠とした専決処分、要は議会を開くいとまがないので専決処分をする可能性がございますと、内容はこうこうこういうことですということで、これまでずっとそういうやり方がありました。その後、議会が指定した、要は自治法の180条で、町長に日切れ法案の扱いにつきましては町長の権限で専決処分をすることを認めますということをしたわけでございますので、根拠法令が違っております。でありますことから、どうしましょうという協議が事務方レベルでございました。事務方といたしましては、まさに本日のように、108条による専決処分をした後においても、このような丁寧な質疑の中で理解を深めることは可能であろうといった観点から、今回、3月には具体にどうしましょうというふうな問い合わせがございましたが、私としては日程と、あとは諸般の諸事情を勘案して、本日でよろしいのではないかというふうにお答えをしておると、これは事実でございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。議員として、毎年行われることでもありますので、3月定例会の後、臨時会のあたりでしょうか、アンテナを高くして、そのあたり情報を集めたいなと思いますし、この質問をしたのはですね、言い訳ではないんですが、昨年度、改選があつて初めての年度替わりをまたいでおりますので、以前はそういうこともありましたよということも情報として必要なのかなと思いましたので質問させていただきました。なお、内容につきましては理解いたしましたので、引き続きこの町民の税制度、しっかりと守れるよう努めていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の件を終わります。

---

#### 日程第6 報告第4号 令和3年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第4号令和3年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第4号令和3年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和3年度予算のうち、令和3年度1月会議等において繰越明許費の御決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、報告第4号令和3年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

議案書15ページから17ページまでを御覧いただければと思います。

16ページからになりますが、この表に列挙してある事業につきましては、全体で22の事業がございます。これらの事業につきましては、令和3年度の補正予算にてお認めいただいておりました繰越明許費予算について、実際にどれだけの金額が令和4年度に繰り越されたのかを表したものでございます。

これらの手続につきましては、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議で議会に報告することになっているものでございます。

表中の金額欄が3年度に御承認をいただいた事業ごとの繰越し限度額でございますが、これに対してその隣の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額で、それぞれ限度額の範囲ということになってございます。

17ページの金額の合計欄になりますが、金額欄、限度額が17億4,019万円に対し、翌年度繰越し額につきましては15億6,317万円となっております。繰り越す財源につきましては、既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、議案書の16ページからになりますが、それぞれの事業の完了見込みについて申し上げさせていただきます。

住民情報システム改修事業が、完了予定令和5年3月。道の駅建設事業、令和4年7月。うみべの広場ほか整備事業、令和4年の6月。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、9月。灯油購入費給付事業、令和4年9月。戦没者慰靈碑設置事業、令和5年の1月。子育て世帯臨時特別給付金事業、令和4年の5月。新型コロナウイルスワクチン接種事業、令和4年の9月。稲作農家緊急支援事業、令和4年の9月。新型コロナウイルス対応原油高騰対策漁業者支援事業、令和5年の3月。水産基盤整備事業、令和4年の6月。新型コロナウイルス対応地元商店応援券配布事業、令和4年の12月。新型コロナウイルス対応商工観光事業者消費回復事業、令和5年の3月。消費販路拡大プロモーション事業、令和4年の12月。町道新設改良事業、同じく令和4年の12月。情報教育推進事業、令和5年の3月。漁港施設災害復旧事業、同じく令和5年の3月。17ページに参りまして、福島県沖地震漁港施設災害復旧事業、令和4年の6月。台風19号公共土木施設災害復旧事業、令和4年の12月。伊里前南側整備事業、令和5年の1月。震災伝承施設展示製作等事業、令和4年の8月。最後に、東日本大震災記録誌作成事業、令和5年の3月。以上が完了予定となっております。

以上で、報告第4号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど、道の駅関係伺いたいと思います。

道の駅の建設事業についてなんですかけれども、私先日の朝に現場を外周りから確認させてもらったんですけれども、そのときに工事の掲示板がありまして、協力者協議会連絡会か何か

という板も出ていまして、そこで伺いたいのは、鉄筋とか鉄鋼関係の工事が、県外とか、秋田とか岩手等の業者さんが入っていたんですけども、そういう選定というのは請け負った業者が決めるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 下請さんということだと思うんですが、それは請負をした業者さんのほうで選定をなさって、一定程度の基準以上のものについては、町のほうには承認書を提出をいただいて、町のほうで承認をした後に工事に入るというような仕組みとなってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、町内、鉄鋼をやっているところもたくさんありますけれども、そういうところができなかつた理由というのもあるかどうか分からないんですけども、何かの例えば隈事務所のほうでどこかに指定されたとか、そういう内情というのがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 業者さんの基本的には決定でございまして、隈事務所さんの指定というのには基本的にはございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 最後に伺いたいのは、町内の業者ではできなかつたような仕事なのか、そこを課長がお分かりかどうか分からないんですけども、そのところを伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それは工期、あとは難易度に応じて、受注された業者さんのほうで選定をされているものと考えてございますので、私のほうでお答えする立場にないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。3点お伺いします。

まずもって、16ページの中の、商工費の中の新型コロナウイルス対応地元商店応援券配布事業なんですけれども、これは町民の人が換金するのは何月までなのかもう一度確認したいんですけども、12月が最後の、4年の12月ということがうたってありますけれども、実際町民の人たちが換金するのがいつまでなのかということです。

それから、土木費の中で町道新設改良事業がございます。この場所ですね、今年の12月までの繰越しなんですけれども、この内容を再度お伺いします。

それから、次ページの17ページの復興費の中で伊里前南側修繕事業、これが来年の1月になっております。これは確認なんですけれども、地盤だけの今やっている工事が来年の1月までなのか、そのほかの芝張りとかいろいろなものが、駐車場とかあると思うんですけれども、それらはこれに含まないのか、後のことなのか、その辺3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ただいまの質問1つ目の、地元応援券の住民の方の使用期限ということで、使用期限は9月の末となっております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目の道路橋梁費ということでございますが、路線名を申し上げますと、町道横沼線、町道小森熊田線、蒲の沢2号線、あとは横断1号線の4事業となってございます。

それと、3点目の御質問でございますが、令和5年の1月までに芝張りまで終わるのかという御質問でございますが、盛土だけではなくて、上の仕上げまでの予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） まず、この応援券なんですけれども、9月末ということで分かりますけれども、多分、私もそうなんですけれども忘れている人もいると思いますので、その辺注意喚起などのPRのほうも併せてお願いしたいと思います。

それから、次の土木の4事業については分かりました。

それから、伊里前南側の駐車場、芝張り、その辺までということなので、芝張りの時期としては1月までということなんですけれども、その辺は時期的なもので、芝なんかが冬場で大丈夫なのかなという、庶民的な目線でどうなのかなという心配がありますけれども、その辺は1月までに完成できるものと見込んでおりますので、よろしく御尽力されますようお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） 3番高橋です。

5款の原油高騰対策の関係を伺ってみたいと思います。担当課長さんが替わられましたので、補助金の交付要綱、もう既に決定されておるかとは思うんですが、前回の議会でたしか5ト

ン未満も対象に考えてみたいというふうなお話もございましたので、その辺の取扱いについて並びに今後の申請から交付までの一連の流れについて、参考にしたいのでお話を頂戴したいというのが1点です。

それから、関連の質問になるかと思いますが、ギンザケがかなり単価がよくて水揚げが増加しておると、その辺の状況の把握を我々にお聞かせをいただきたい。この2点、よろしくどうぞお願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目の御質問でございます。まず、今回縫越しの対象となりました5トン以上の漁船の部分でございますけれども、補助額が1リッター当たり20円の補助というところでございます。上限といたしまして、5トン以上10トン未満の漁船に関しましては20万円、10トン以上に関しましては50万円というところでございます。現在対象漁船が5トン以上10トン未満が77隻、10トン以上の漁船が10隻ということで、合計2,040万円というふうなところでございます。対象期間につきましては今年の8月から翌年1月までというところでございます。

ギンザケにつきましては、確かに昨年度よりも状況的には数量・金額ともかなりいいというふうな状況となっております。5月現在でギンザケだけで約3億円、4月・5月で4億7,000万円というふうな水揚げ状況というところでございます。

失礼しました。5トン未満の件でございますけれども、ちょっと長くなるんですけれども、昨年度にこの6月議会で補正予算として上げるというふうな話を前任がしたというふうに記憶しております。4月になって5トン未満の漁船に対する補助を検討していたところでございます。同時に、検討する中でどうしても財源というふうな部分で、当時、4月にあった既存の財源というのが1,000万円しかなかったという言い方はおかしいですけれども、その中のやりくりというふうな部分で考えておったところなんですけれども、4月後半、ゴールデンウイークに国の緊急対策ということで補助金が交付されるというふうな情報がございました。そういう中で、町全体としての事業の計画もございますし、当課といたしましては不公平感のないような形での5トン未満の漁船の方々の交付というふうな部分を考えたときに、財源1,000万円であるとちょっと線引きをしなければならないというふうな状況でございましたので、そこは今回の国の補正予算を使った大きな予算の中で、不公平感のないような形で補助をしようというふうに考えたところでございます。したがって、町内全体の事業がまとまり次第、恐らく9月になると思うんですけれども、9月補正で5トン以下の部分を上げる

という状況になるというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） 燃料については、私の新しい提案、水素化という課題もこれから出てまいりたいと思います。環境にもいいということありますので、農林水産課長さんとしても、その辺の御検討を含めて、漁業者の経営の安定にひとつ御指導、御尽力をお願いしたい。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の件を終わります。

---

#### 日程第7 報告第5号 令和3年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第5号令和3年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第5号令和3年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和2年度繰越明許費とした予算のうち、事業用地に関し地権者との交渉に時間を要したこと等により年度内の事業完了が困難となった事業について、事故繰越として決定し、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、報告第5号令和3年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

議案書の19ページをお開き願います。

こちらの事故繰越につきましても報告第4号と同様に、地方自治法施行例の規定により、同様の手続により議会へ報告させていただくものでございます。

今回、資料に記載の9つの事業につきまして、事故繰越とさせていただいております。いずれも令和2年度から3年度に繰越明許費として繰越しを行い、事業の完了を目指して取り組

んできておりましたが、説明欄に記載のとおり、個々の事業において様々な事業完了が困難な事態が生じ、結果としてやむを得ず3年度内に完了できなかつた事業について、事故繰越として令和4年度へ繰越しさせていただくものでございます。

翌年度繰越額全体につきましては20ページの表の下段になりますけれども、全体で22億7,501万8,015円となっております。そのうち繰り越す財源につきましては、繰越明許費と同様に既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、こちらの繰越計算書も、各事業について完了予定年月を御説明申し上げます。

19ページの一番上段になります。道の駅建設事業、令和4年の9月。町道新設改良事業、令和4年の12月。台風19号林業施設災害復旧事業、令和4年の6月。漁港施設災害復旧事業、令和4年の12月。公共土木施設災害復旧事業、令和4年の5月。震災伝承施設展示製作等事業、令和4年の9月。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、こちらも令和4年の9月。20ページに参りまして、漁業集落防災機能強化事業、令和4年の8月。駅前広場整備事業、令和5年の3月となってございます。

以上、報告5号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第5号の質疑に入ります。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

7款とか10款の事故繰越の理由などとして、用地交渉が難航という説明があるんですけれども、そこで伺いたいのは、用地交渉はどういった、担当の部署等なんですかけれども、誰が担当するのか、その点伺いたいと思います。

あともう1点は、12款伝承館展示製作について、今年9月完了という報告があったんですけれども、現在の進捗というんですか出来具合の、進み具合はどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます用地交渉でございますが、用地交渉に

つきましては、当課と、今現在ですと企画課の財産管理係が共同して用地交渉に当たってい  
るというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 伝承館の展示の部分につきましては、まず、いわゆるアートと言わ  
れる部分につきましては、大きく 2 つのところにお願いをしているというところでございまし  
て、昨年亡くなられましたクリスチャン・ボルタン斯基ー氏の作品ということが 1 つと、東  
京藝術大学にお願いをしている作品ということになります、東京藝術大学の作品につきま  
しては既に納品をされている状況ですが、施設がまだ完了してございませんので展示前とい  
うことになってございます。ボルタン斯基ー氏の作品につきましては、具体にはこれから形  
づくりをしていくということになりますので、現在まだ完了していないという状況に、納品  
というか完了はしていないという状況でございます。そのほか、館内を通しまして震災の伝  
承等に係る各種表示等々がございますので、そういったものも現在制作をしているとい  
うことでございまして、先日、10月 1 日に正式にオープンするということを発表させていただき  
ましたので、それに間に合うように今鋭意作成を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 担当としては建設課と財産管理の部門をする企画という答弁があつたん  
ですけれども、そこで伺いたいのは、こういった理由になる遠因、いろいろ相続等あるんで  
しょうけれども、そこで交渉術のようなスキルアップを図ることによって、こういった事故  
繰越が減るんじゃないかと、そういう素人考えがあるんですけれども、そういった観点での  
事故繰越になっているのかなっていないのか、その点伺いたいと思います。

展示作品については 2 つに分かれるということなんですけれども、比準というか数等ではな  
く金額その他でどういった割合で展示になってるのか伺いたいのと、あと先日、下の掲示板  
でユーロで支払いということの掲示があったんですけれども、これは作品がでて船か何か  
で来るんでしょうけれども、間に合うのかどうか、その点心配ですので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1 点目の御質問でございます。議員御指摘のとおり相続であつたり、  
あとはいろいろ諸条件がかみ合わなかつたりというようなケースがございます。それとあと、  
研修ということでございますが、所管は総務課ではございますが、そういった交渉術等々の  
研修等も実施をされてございますので、確かにスキルアップのためにはそういった研修に参  
加することによって、多少なりとも用地交渉がスムーズにいくんじゃないかなというふうに

は考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ボルタンスキ一氏の作品につきましては、これまで氏の作品はボルタンスキ一さんの御意向で、展示をする現地で制作を手がけていくということが基本的な考え方としてあるようでございまして、今回も作品となる、いわゆるパーツというか部品の部分につきましては国内で調達をするということで指示を受けてございますので、輸送等々の時間的なロスは発生しないものというふうに思っていますので、十分間に合うというふうに認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） スキルアップをしているという答弁あったんですけれども、再度伺いたいのは、こういった事故繰越等が続くというわけじゃないんですけれども、長引いてどうしようもなくなったときの強制執行みたいなこととか、道路等だったら路線変更とかいろいろしなきゃいけないんでしょうけれども、そういった手続にするタイミングというんですか、どういった状況でなされるか伺いたいと思います。

展示製作については国内で組み立てると言ったらおかしいですけれども製作するということで分かったんですけども、国内で調達する際に、当町の何かも使うというかそういったことをお聞きしているかどうか確認させていただいて終わりにいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） どういったときに強制的にというようなお話をございましたが、なかなかルート変更というのは、やはり特に今回の場合はと交付金事業ということで国からのお金を頂くと、その前提といたしまして、計画をお認めいただいた上で実施をしているところでございますので、路線変更というのはなかなかちょっとハードルが高いと。あとは道路法上の関係で確かに強制的にというような手法等はございますが、やはりそれには相応の日数、年単位でかかるというようなこともございますし、可能な限り町としましてはそういう手法は入れないで、何とか穏便に済ませたいというようなことで事業のほうを進めてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 作品につきましては確認をしてまいるんですけども、可能な限り、町内でもしそういうものができるのであれば、町内も活用をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私からは出し方ですね。繰越し計算書12項目あります。本来ならば1つずつやって、それに対して町にとっていいのか悪いのかというようなことを議論したいところですけれども、専決でここまで来たということは、この理由を見ますと年度内に終わらないことが分かっていることだと思うんです。そういった中で、前後藤委員も指摘ありましたけれども、専決処分したこと、（「これは事故繰越ですよ」の声あり）事故繰越をしてやったということに対して、理由が明らかに年度内に分かっています。12項目ですよね、これを一括にしたという。失礼しました、9項目ですね、それぞれ一括となると、私たちは3問しかできないもんで、出し方についてちょっと戸惑いがあるんですけども、その中で理由がほとんど工事延長とか用地交渉、それから協議に不測の時間かかったとか、同じような内容のものが多いわけなんですが、この辺をもっとこの9項目の中で、もっと年度内に完成が、最終的には9項目が残ったわけですけれども、例えば用地交渉の場合何件ぐらいあったのか、年度内完成が無理だったのか、その辺お伺いいたします。それが1点。

公共土木施設災害復旧費の中で、地権者とのこれも用地交渉が難航したということなんですが、その辺は担当者だけでやっていたものなのか、例えばそこに町長が入ることによって、それがスムーズに解決ができるといったようなことも考えられるんですけども、そういうことがなかったのか、その辺お伺いいたします。用地交渉というのはやっぱり、そういう行く人によってはかどる、はかどらないがないあると思うんですけども、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 問われている意味がちょっと分からぬ部分があるんですが、恐らく総括して捉えたときに、事故繰越としての理由に当たるのかといったような御質問なのかなと、そうではない。

先ほども申し上げましたが、令和2年度から3年度に繰越し明許費として繰り越して、3年度内の完了を見込み事業に取り組んできておりますが、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業におきまして事業完了の困難が生じたことから事故繰越として取り扱わせていただいているものでございます。個々の事由につきましてはそれぞれ避けがたい事故の範疇に入るんだろうということで、今回事故繰越と報告をさせていただいているものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 事故繰越することによって、この専決報告で来ました。3月も議会あり

ましたけれども、それには間に合わなかったのか。今報告で来ていますけれども。（「もうちょっと整理してからやつたらいかがですか」の声あり）提案がもっと早くにできなかつたかということです。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時31分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） いろいろ説明がありましたけれども、この事故繰越というものに対する皆さんの考え方はどう思っているのか、責任というものを感じていないような感じがするんです。ここに説明がありますが、これは繰越明許の説明なら分かるの。天災とか何かがあつて、大災害だ、自然災害とか、そういうことがあるとなつたときにどうしてもできなかつたということであれば、専決処分と同じようなもんで、時間がなくなつたとか、どうしても専決処分は先ほど同僚議員が説明していたんだけれども日切れ法案というのがあってね、あるいはいとまがないとか、これは仕方ない。だけれども3年度やりますよと、繰越明許を認めてくださいと、頑張れよと皆さんで賛成したわけだから、議決したわけですから、にもかかわらずやらないと、できないと、それに対する責任というものをどう感じているのか。できないんだからしようがないんだべというような説明ですよ。それは許されますか、簡単に。一応見通しは先ほど総務課長のほうから、この最後のほうなんか5年の3月と、本当に終わればいいけれどもね。強い言葉で言ってもわからないから軟らかく聞くんだけれども、確認のためにお聞きしておきたいんですが、例えばこの事故繰越がまた事故に遭つたと、要するにできなかつたということになると、この計画の見直しというか、例えば事業の場合、設計の見直しとか計画の見直し、残ったお金でその事業ができるわけないんだ、新たな設計なり何なりを組んでやるわけですよ。その際に、町の負担が大きくなると思うんですよ、町の負担が。だから何としても事故繰越の事故は駄目ですよということがうたわれてあるわけです。努力してくださいよということですね。その辺もよく、その辺の考え方がきっと、まず皆さんの腹の構え方、気持ちのね、そこを少し出してくださいよ。何としてもやりますからと。これは議決案件じゃないのは分かっています。ただ、報告だから皆さんにすればいいんだでは駄目ですよ、やっぱり。その辺の気構えを聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 三浦議員の御指摘のとおりかと思います。東日本大震災以降、一つ一つの事業のボリュームが大きくて、実際の財政制度に照らし合わせたときに、実際見合っているものなのかという部分では疑問な点もございます。ただ、制度上認められているものについて、特に事故繰越につきましては、当然その年度で完了させなければならないというそれぞれの担当課においての努力は、当然すべきだというふうに思います。もしも事故繰越しで終わらなかったときは一旦事業としてリセットされることになりますので、そのリセットされたときの財源措置も含めて、場合によっては町に非常に過重になる恐れもございますので、そういう部分をしっかりと受け止めながら、担当課では事業完了に向けて努力していきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の件を終わります。

---

日程第8 報告第6号 令和3年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、報告第6号令和3年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第6号令和3年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和3年度予算のうち、資本的支出の建設改良事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、報告第6号令和3年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について細部説明させていただきます。

議案書22ページを御覧願います。

令和3年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、建設改良費の繰越しでございます。年度内に支払い義務が生じなか

ったものについて、令和4年度へ繰り越して使用するために、同条第3項の規定に基づき、繰り越計算書を作成し、議会へ報告するものでございます。

繰り越した事業は東日本大震災水道施設災害復旧事業等、合わせて4件の請負工事でございます。

表の合計欄を御覧願います。上段になります。繰り越した事業の予算計上額の合計は1億1,157万5,000円で、このうち令和3年度中の前払い、中間払いをした後の翌年度への繰越額の合計は9,056万5,000円となります。

繰り越した主な理由につきましては、それぞれ県道、町道、河川工事などの災害復旧事業等との工事調整に時間を要したことで工期の延長が必要になったものでございます。

各事業の完成予定時期について申し上げます。表の上段から、中在浄水場につきましては5月に完了してございます。小森地区は本年12月、名足地区は10月、伊里前浄水場は12月の予定となっております。

次に下段でございます。地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越でございます。国道防潮堤工事との調整に時間を要したことから、未発注で2年度から3年度へ繰越しを行った工事でございます。3年度に契約を行い工事を進めましたが、やはり国道防潮堤工事との調整に時間を要したため、4年度に繰越しを行ったものでございます。繰り越した事業は東日本大震災による水道施設災害復旧事業の請負工事2件でございます。

表の最下段の合計欄を御覧願います。繰り越した事業の予算計上額の合計は7,160万円で、このうち令和3年度の前払い、中間払いをした後の翌年度繰越額の合計は3,651万円となります。

各事業の完成予定時期を申し上げます。折立地区につきましては8月末予定、町向地区につきましては4月に完成をしてございます。

以上、細部説明とさせていただきますが、事故繰越に関しましては大変責任を痛感してございます。先ほど総務課長もお話ししましたとおり、早期完成に向けて努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号の件を終わります。

日程第9 議案第1号 南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第1号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第1号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に対応し、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間を延長すべく、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第1号南三陸町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書24ページ、議案関係参考資料は33ページ、34ページとなっております。上程いたしました今条例は、町長説明のとおり、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年4月1日に施行されたことにより、条例中の課税の特例対象等を定めた条項について改正を行う必要が生じたため改正条例を制定するものであります。

それでは、議案関係参考資料33ページ、条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、条例第3条中の課税の特例の対象となる地方活力向上地域等特例業務施設整備計画の認定期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで延長し、当該整備計画の認定の日以降3年までに取得した特別償却資産を課税の特例の対象とする改正を行うものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第2号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきまして担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第2号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和4年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額、1億4,300万円でございます。

契約の相手方、阿部藤・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料、35ページをお開きください。

工事の概要について御説明申し上げます。工事概要といたしまして、施工延長204.3メートル、幅員5.5メートル、土工一式、擁壁工、排水工、舗装工、防護柵工、区画線工、構造物撤去工一式でございます。

36ページをお開きください。

36ページにつきましては工事の位置図、37ページにつきましては工事位置平面図、38ページ

には標準断面図、それと39ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第3号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度旧荒砥小学校体育館解体工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書の26ページとなります。議案第3号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和4年度旧荒砥小学校体育館解体工事でございます。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額、9,130万円でございます。

契約の相手方、志津川建設株式会社でございます。

議案関係参考資料、40ページをお開きください。

工事の概要について御説明をさせていただきます。工事の概要といたしましては、鉄骨造一部鉄筋コンクリート2階建ての解体となります。延べ床面積は498.5平米となります。解体後におきましては、その敷地を駐車場として整備をするということでございます。整備面積は560平米となってございます。その他、防護柵等の附帯工事がございます。

41ページをお開きください。

41ページには位置図、あとは平面図、42ページには体育館の立面図、43ページには解体後の駐車場の整備の平面図を添付させていただいてございます。44ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

この体育館には、たしか記憶ではアスベストがあるというようなことが設計の段階で出てきたかと思われますけれども、その辺は抜かりなく、工期が来年の3月24日ですけれども、その辺の心配ないのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員おっしゃるとおり、体育館の外壁の塗装の下地材に石綿といいますかアスベストが含まれている下地材が使われてございます。それにつきましては特殊な工法といいますか、従前ですと躯体を足場等で囲んでシートを張って密閉してというようなやり方が主流でございましたが、今回は周辺に民家等々もございますことから、工法といたしますと、集塵装置付超高压水除去工法ということで、丸い円形のものにパイプがついてございまして、丸い部分を、吸盤みたいなものですけれども壁に押し当てまして、高压水を噴射して、塗装、あとはアスベストを除去すると。その除去したアスベストにつきましては、同じパイプを通して、今度はバキュームカーではないですが、そういった専用の車のほうに収集して処分をするというような工法としてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） やはり民家が多くございます。復興住宅などもありまして。そうしたところを懸念して今伺っているわけですけれども、今お伺いすると新しい技法でするみたいですけれども、関連になるんですけれども、入谷の公民館、そこにもアスベストがあって、そ

れをまだ解体しないでおります。そういうような新技術を使って、そういうものを同じ工法でできるのか、またはそれは別だよということなのか、その辺、関連ですけれども併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます。ちょっと入谷の旧分館のどの部分に、ちょっとすみません、私不勉強でどの部分に使われてるかと。（「天井」の声あり）それは吹きつけであれば同様な工法が使えると思いますし、あとはパネル状の、要はアスベストが含まれているものということであれば、飛散の可能性が少ないということで、基本的には防護をした上で撤去、集積、搬出というようなことになりますので、状況に応じていろいろな工法、あとはアスベストもレベル1からレベル3までという取扱いがございますので、パネル状のものであればレベルは1と。今回の荒砥小学校のようなものについてはレベル3と一番危険度が高いといいますか、しっかりやりなさいという意味でレベル3ということになってございますので、今回はそういう工法を使うということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何にしてもあそこは施設もそばにあることから、その辺、十分気をつけて、周りに被害のないように実施していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 1つ確認をしておきたいんですけども、制限付一般競争入札という方法ですね。このときの制限付一般競争入札の範囲といいますかね、どの辺まで広げたのかなというのが1つ。それから競争入札、一般競争、それから制限付一般競争とやる場合においても、町のほうに指名願が出されなくてもその中に参加ができるのかどうかということをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。今回の参加条件といたしますと、町内に本社・支店を置くAクラス以上ということで範囲を指定をさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 制限付も一般競争入札もなんですが、いずれも指名参加願を提出された業者の中での対応という形になります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

解体後の駐車場にするということなんですかけれども、駐車場の活用方法をどのように考えて  
いるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 基本的に駐車場でございますので、その目的に使っていくということ  
でございまして、多分お尋ねの点の、例えば貸出しするのかとかそういったことだと思  
うんですけれども、現時点では特にそういうことは想定していなくて、いわゆる駐車場として  
利用できることを想定はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 現在もセンターの下の広場っていうんですか、あそこを駐車場っぽく使  
われているみたいなんですかけれども、その点に関して、老健の施設と駐車場はフラットにな  
るのか、あそこは結構段差があるみたいなので、その辺の設計がどのようになっているのか  
再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 体育館と旧校舎、今議員がおっしゃった今現在駐車場というところ  
かと思いますが、そこにつきましては約3メートルちょっと落差がございますので、ブロック  
塀を積みまして、上部には転落防止の安全柵を回すというような予定でございまして、フ  
ラットにはならずには段々というような形になります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今度できる駐車場と、その前、プールがあったところの広場というか、  
そこはどのような活用になるのか、これは関連になるかもしれないんですけども、今後、  
現在どのように活用されているのかお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 議案関係参考資料の43ページを御覧いただきますと、解体後の整備  
の内容が記載してございまして、御質問いただいている部分につきましても、どちらも駐車  
場ということで今後活用するということでございまして、先ほどの説明に若干加えさせてい  
ただくと、現時点で特定のどなたかにお貸しをするということはございませんというか、決  
定はしていないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第12 議案第4号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第4号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書27ページをお開きください。議案第4号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約目的、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額、変更前31億3,161万8,400円、変更後31億2,948万9,900円。212万8,500円の減でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料45ページを御覧ください。主な変更内容を記載してございます。

購入土から流用土へ変更による減と書いてございますが、46ページをお開きください。46ページ、資料の中の左側でございます。名足漁港の乗り越し道路に係る3,110立米の土砂、当初、購入土ということで積算をしてございましたが、流用土を使用したことによります減でございます。

47ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第5号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第5号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書28ページになります。議案第5号工事請負変更契

約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額、変更前 5 億7, 830万4, 600円、変更後 5 億7, 735万5, 300円。94万9, 300円の減でございます。

契約の相手方は株式会社浅野工務店でございます。

議案関係参考資料48ページをお開きください。

主な理由といたしまして、現地生産による地盤改良数量の変更による減でございます。

49ページを御覧ください。

49ページ、中ほどよりやや右でございます。地盤改良工の減ということで、設計では4, 443 平米を見越してございましたが、実績といたしまして4, 360平米ということで減工ということでございます。

50ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） 1つお伺いしますけれども、こここの設計図がございますが、完了後の道路の線が引いてありますけれども、今工事しているところの、安全施設という丸い棒が立っている、道路の色づけされていない部分というのは工事の都合でとても道路が傷んでおります。中途半端な工事の舗装の仕方ではとてももたないくらい壊れていますので、できればこの青い線はこの坂の上までしっかりと道路を直してもらわないと地元の人たちは困ると言っていますけれども、これはどうなっていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現在工事中ということもあります、あと現地のほう私も確認しております、状況については承知しておりますつもりでございます。ただ、今回の工事につきましてはあくまでも災害復旧工事ということでございますので、施工できる範囲がちょっと限られているということでございますので、今議員がおっしゃった部分はほとんどが町の維持工事等々で修繕せざるを得ないのかなという状況でございますので、今後においてその辺を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第6号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第6号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度南三陸町道の駅新築工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案書は29ページとなります。議案第6号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的。令和2年度南三陸町道の駅（伝承施設等）新築工事でございます。

契約金額。変更前12億7,084万1,000円、変更後12億5,582万6,000円。1,501万5,000円の減でございます。

契約の相手方。山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料51ページをお開きください。主な変更内容を記載してございます。

伝承施設につきましては内外装工事、収蔵庫の仕様変更と記載してございますが、当初は絵画等々、収蔵してもいいような防湿性であったり空調であったりということで検討しておりましたが、そこまでの仕様は必要ないと、通常の倉庫で可ということでございまして、それ

に伴う仕様の変更ということで減でございます。それと交通施設の建具工事でございます。こちらのほうは交通施設をＪＲさんで管理をしていただくということになりますので、こちらのほうに電子錠、ボタン1つで開閉できるというようなものを1つ追加するものでございます。あとは観光施設でございます。建具工事、可動式の間仕切りが、当初40平米ほどを見込んでおったんですが、施行、あとは展示物等々の関係上半分でいいということで、約20平米ほどに減ったということでの減でございます。外構工事につきましては、398号線からの乗り入れ、水の勾配の関係等々で、当初U型側溝で見積もってございましたが、V S側溝、あとは車両乗り入れ等に伴いまして、ＣＳＢという、ヒューム管をさらにボックスカルバート状に強化したものというようなものに変更したということでの増でございます。それと、電気設備でございます。照明仕様変更減、数量減ということでございますが、こちらにつきましては照明施設ですね。配置の見直しであったり、あとは仕様の変更であったり、あと設計がちょっと2年前ということもございまして、モデルチェンジですね、器具をモデルチェンジ等々で200万円の減ということでございます。機械設備でございます。衛生器具仕様変更ということでございますが、こちらにつきましても電気同様、基本的に便器の数は変わっていないんですが、やはり2年前の設計ということでモデルチェンジ等々に伴いまして、同等品ではありますが安くなつたということで、約700万円の減と。主な変更内容ということでございます。

それと、52ページをお開きください。こちらにつきましては先ほど御説明申し上げました観光施設、伝承施設、交通施設の主な変更内容を記載させていただいてございます。

53ページには外構工事の変更内容を記載させていただいてございます。

54ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私からは何点かお伺いいたします。

まずもって今回は減額補正ですけれども、以前、今後ともこういう変更がないのかと聞いた記憶があります。その中で減額ですけれども、この中で、ただいまの説明で倉庫の仕様変更ということなんですけれども、絵画、それらを収納する収蔵庫だと思われますけれども、それらが空調設備までしなくてもいいから減額になるということなんですけれども、ということは、収蔵庫に入れる物は違うのか、倉庫の内容が変わったのか、絵画とかそういうものは

空調が一番響くわけですけれども、その辺お伺いします。

それから、機械設備工事の中で衛生器具仕様変更とあります。これは交通施設のようですがれども、内容を詳細にお願いします。

以上、2点伺います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 倉庫、収蔵庫につきまして、当初そういったものも入れてもいいような仕様にということで計画を練ってございましたが、協議の結果そこまでは必要ないということでございますので、それに伴いまして、基本的に入れる物が何を入れるのかというのはちょっと私のほうでちょっとお答えできないんですが、多分入れようと思う物はそんなに変わりはないのかなとは思うんですが、ただ空調とかそこまでの設備は不要ということで変更となったものでございます。

それと機械器具につきましては、基本的には、ちょっとすみません矢印が観光交流と交通施設のほうに2本出てございますが、すみません伝承施設にあるトイレも同様でございまして、理由につきましては先ほども御説明申し上げましたとおり、モデルチェンジに伴う、同等品ではあるんですが価格が安くなったということでございますので御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点目なんですけれども、これは今後とも絵画なり、そこに展示物をした場合、変更されないそのまんま、1回つければずっとそれを展示しておくのか。こういう倉庫が空調のない倉庫に切替えたということは、そういう解釈に成り立つんですけれども、そういう考えでいいのか。もしそれが入替えなんかになった場合、借りているものだから丁寧に扱わなければならぬので、そういう場所が必要ではないかなと思われますけれども、使われないからこういうふうに下したのか、再度お伺いします。

それから、その下の衛生器具仕様変更というのは、トイレなんですか。（「トイレです」の声あり）トイレの施錠を変更した……その辺を伺います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） すみません、伝承施設のほうですね、完成後の中身のソフト事業のほうは商工観光課のほうで対応してまいりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃる絵画の保存がメインの建物ではなくて、今私どもソフトのほうで検討してい

るのが、壁にかける展示のハードのものを想定しているために、絵画というか油絵とか、ああいったものを想定されると思うんですが、そういう類いのものを今後も展示をする予定ではありませんので。またですね、今回の変更で空調がつけられないわけではなくて、通常のレベルの空調はつけられます。これまで少し精度のいいものを予定していたので、それを通常のものに下げるということですので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目につきましてはトイレ器具でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。4番須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 1点だけお伺いします。

6項目にはないんですけども、最近足場とかも外れて外観が見えるようになってきて、とてもいい存在感が示されているなと思います。いよいよ完成が近いんだなと思うんですが、先日県議会のほうで行政視察がございまして、御一緒させていただいたんですけども、あいにくの雨でございまして、完成前ですからあれですけれども、あれだけの大きい屋根で受けた雨水が、交通施設側に大量の水が落ちていたんですけども、あの排水はきちんと、最終的にはどういった処理の仕方になるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 雨といいますか雨垂れにつきましては、ちょっとデザインの関係から雨どいをつけないという設計になってございます。今後につきましてはちょっといろいろと御相談をさせていただきながら、何か方策をしなければいけないんじゃないのかなということで、検討しておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） たまたまあのとき、それなりの雨の量だったんですけども、通常の家庭では見られることのないぐらいのこんな水が流れていたんですけども、これも検討という形ですね。はい、分かりました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目、前議員も聞いたんですけども、伝承施設の空調に関して伺いたいと思います。先ほど課長の説明ですと、何か引っかけるやつを保管するという答弁だったんですが、まだ始まる前からあれなんですけれども、今後、展示物等としてはどういったやつを、多分ある程度のスパンで入れ替える予定だとは思うんですけども、そういう内容までは検討

でしたら伺いたいんですが、それとあわせて、高度な空調が必要なそういったやつの将来的な展示をする場合に、何かのアダプターみたいなので簡単にその空調が変えられるのかどうか、その点1点と、あともう1点は一番下の、これまた前議員が聞いたんですけれども、便器に関して伺いたいんですが、52ページの説明ですと2か所、小さいところと大きいところの表示があるんですが、両方の便器なんでしょうか。そこで伺いたいのは、1億200万円から9,500万円という変更なんですけれども、便器だけではないんでしょうが、そこで聞くところによると、隈事務所のほうからの指示といいますか検討だったのか、どういった形での変更だったのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、最初の質問のほうですね、現在の予定で、イメージとしてはタペストリーをイメージしていただくと分かりやすいかなと思うんですけども、天井のある一定の高さから垂れ下げるような形の、私たちはバナーと呼んでおりますが、そのバナー展示が企画課さんのほうの事業で約80コンテンツぐらい制作済みとなっています。これを各テーマ、カテゴリ一分けにして、常時8から十数本の枚数で展示をしていくというような予定になっております。

それから、もう1つ空調を簡単に変えられるかということなんですねけれども、なかなかアダプター等で変えるというのは難しいと思うんですが、これについてはいろいろと検討したんですけども、通常レベルのものでも十分湿気等が回避できれば保管は可能ということでしたので、そういうレベルにすることに決定いたしました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの前議員の御質問の中でも、おわびといいますか、本来であればこれは観光交流施設、伝承施設、それと交通施設、3か所の便器全てでございますので、大変申し訳ございません、ある意味ちょっと観光施設から交通施設までということで、3施設においてトイレの変更ということでございます。

隈事務所からの指示かということでございますが、先ほど来御説明申し上げているとおり、2年前の設計でございますので、便器等がモデルチェンジにより、同等品ですが安くなったり。あと主な理由として、器具ということでトイレだけに限ってお話をさせていただいてございますが、外部に水栓等もございます、蛇口ですね。それにつきましても、やはりモデルチェンジ等々によりまして、6か所つくんですが、そちらについてもモデルチェンジの結果、同等品であっても安くなったりということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点目の保管なんですが、バナーというかタペストリーを置いておくということで分かりましたが、そのほかの部分の置く展示みたいなやつというのは今後検討されるのかどうなのか、その点伺いたいと思います。

便器に関してモデルチェンジということなんですけれども、こういったある程度の数は変更になって安くなったと思うんですが、700万円という金額がどうなのかということを、例えばモデルチェンジして同じメーカーのやつの取付けなのか、例えばクロエのようなやつから普通の売っている国産メーカーのようなやつに変わるのか、その点、ちょっと細かいようですがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、先に手を挙げてしまいましたので。

主なものということで、ここに掲載させていただいております衛生器具、トイレ、あとは水栓でございますが、700万円全てではなくて、実は衛生器具で一番大きいのはトイレ等々ということで約300万円ほどでございます。それと、器具が同じメーカーかどうかというのは、すみません、ちょっと今私の手持ちの資料で読み取れないんですが、記号を見る限りですと、多分メーカーさんは一緒じゃないかなというふうには見受けられます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 施設の中での展示ということなんですけれども、今最終的に展示物として展示すべきものは候補を絞っているところでして、その中から数点、有料ゾーンの展示のスペースのところに展示させていただきます。そのほか、この施設のメインが映像コンテンツになりますので、こちら映像のほうは施設内、現時点で五、六か所、i Padのモニターで視聴していただけるような形を想定しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今課長よりi Padという答弁あったんですけれども、今後こういった伝承施設、当初からそういったバーチャルというか、そういった面のやつをラーニングをはじめするということなんですが、そこで伺いたいのは、リアルというか、そういった展示なり何なりとバーチャル等での運営、やってみて変わっていくんでしょうけれども、当初どのような割合というんですか、7・3とか半々とか、難しいかもしれません、大体の課長の所感というんですか、そういったやつ、どういった形でオープンを目指しているのか伺いたいと思います。

あと、便器に関しては約300万円ぐらいということで分かったんですが、そこで再度細かいようですけれども、あの400万円はどういった形、先ほど言った栓とか何かという説明があつたんですが、その部分、簡単にでよろしいので説明をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 御質問、バーチャルと対面の割合ということだと思うんですけども、今現状を考えますと、どうしてもコロナの対応があるのでバーチャルのほうに割合が少し重く行きがちなんですけれども、やはりこの施設の目指すところとして、ここ南三陸町に来ていただいて、この空気感で初めて学んでいただくということも多分にあろうかと思いますので、ウィズコロナの中で、そこはハイブリッドということで併用しながら進めていくのが理想ではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 残りの400万円はということでございます。それでは簡潔に申し上げたいと思います。ほかに換気扇、これもトイレと同じような理由でございます。それとあとは実施に当たり経費削減に努めていただいた結果、ダクトサイズ、長さ等々工夫をしていただいて、その分で安くなったというのは約300万円ということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第7号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第7号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第7号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場で使用する電動フォークリフトの取得について、南三陸町議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第7号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書の30ページの細部につきましては、議案参考資料55ページ、56ページを御覧いただきたいと思います。

業務名が、電動フォークリフト購入業務であります。

業務内容は、町の施設である地方卸売市場へ導入する電動フォークリフト2台の購入でございます。

使用につきましては、最大荷重2.5トン、フォークの長さが1,000ミリ、塩水によるさびや腐食に強い水産仕様となっております。

高度衛生管理型の市場として、自然環境に配慮した電動フォークリフトを導入することで、排気ガスのない場内環境下で安心・安全な水産物の提供が可能となり、さらなる市場の付加価値向上を図るものでございます。

10ページ、56ページの入札方法につきましては制限付一般競争入札として、御覧の2社が参加しております。入札の結果、トヨタエルアンドエフ宮城株式会社が落札しております。

参考といたしまして、57ページに売買仮契約書の写しを添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

なお、納入期限は令和5年1月31日までとしております。

以上、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

これはかなりの、700万円強の契約ですけれども、財産の取得ですけれども、以前、去年も2台ありました。そして、たしか私の記憶では、市場では8台か9台ぐらいのフォークリフトを持っていて、それを長年更新していくことの説明を記憶しております。その中で、町で買って使用は市場なんですけれども、財産の台帳、これはどちらで台帳を作るのか、そ

の辺お伺いいたします。

それと、この2社の入札なんですけれども、前回もこの2社で変わりなかったか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 財産台帳につきましては町の財産ということで台帳記載をしますし、2問目の御質問、昨年もこの2社でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町で買って市場のほうで使用されるようですけれども、やはり早く言えば自分のものだと終わっても整備・点検、いろいろメンテナンスを自分たちでやりながら長く使う方法を考えるんですけれども、町で買ったものを使わせるという形なんですけれども、それはいかがなものかなと思うんですけれども。毎日点検などが役場の人がやれるわけでもないし、その辺、今後とも同じやり方でやっていくのか。長く使うための工夫というものをそれぞれやっていかなければならぬことなんですけれども、どのような指導をしていくのか、その辺お伺いいたします。あと何台残っているのかも併せてお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 使い方でございますけれども、今回、今年度からなんですけれども、市場における運営のルールというものを策定いたしました。今までではただ使い放しという言い方はおかしいですけれども、使わせていたんですけれども、今年度からフォークリフトを使う場合は1社当たり月額5,000円ということで、1回使うのも毎月使うのも前月から申請をしていただいて、そういう対応しているというところでございます。

あと、市場のフォークリフトの台数ですけれども、開設時に役場で5台電動を用意しておりまして、あわせて漁協で5台の化石燃料車、10台でスタートしております。昨年度から年次更新で、昨年度2台、今年2台ということで、化石燃料の車を廃止しております。現在、電動フォークリフトが9台ということでございます。今年度で化石燃料のフォークリフトは1台漁協がレンタルしていたものですから、それはもう使わないようにして、合計9台、全部電動フォークリフトで運営するというふうな方法にする予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、今後とも備品台帳は役場のほうで管理するということになるわけですね。

新しく管理方法を漁協のほうでもつくったようなんですけれども、その辺、使う側の管理の

仕方というものを制度化したというんですけれども、その中身、もし分かっていれば教えてください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 繰り返しになりますけれども、月単位で業者が使う場合にそういったルールを設けることによって、議員おっしゃるような、丁寧に使ったり、あと市場内の環境というふうな部分のよい方向に向かうというふうなこともありますし、フォークリフトを使わせることによって魚の選別等ですね、事業者自ら行うというふうなことの中での魚価の向上ですとか、あとは市場職員の負担軽減というふうな部分も図られるというところでの管理運営を徹底していくというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

先ほど課長の説明ですと、来年1月に納車というんですか、そうなるという説明があったんですが、そこで伺いたいのは、2台納車になって、化石の2台はどのような、漁協さんからのレンタルでしたら、それとも廃車っていうんですか、下取りとか、いろいろあると思うんですけれども、その2台の行方というか、どのような形になるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 2台の化石燃料の部分につきましては、ほぼほぼ耐用年数5年というふうな現状の状況の中で、それ以上使っているというようなことでございますので、これは廃車というふうな形になると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 耐用年数での廃車という課長答弁あったんですが、実は昨日、おととい、市場近辺に行って見たんですけども、そしたらカキむき場があって、そこに並んでいるリフトが、それこそ耐用年数の大分たったようなやつが結構並んでいまして、2台だけですのでも、そういう耐用年数いっぱいにしたようなやつを使っているカキの人たちに払下げというかそういうことは検討できないのか、公平な形での払下げなんですけれども、そのところはできるのかできないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） すみません、廃車になるのではないかというふうな、私今説明したんですけども、先ほど申し上げましたように、市場開設のときに5台の化石燃料車は漁協が用意したものでございますので、そこは漁協の判断というふうなことになると思いま

す。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 確認なんですかけれども、化石の分は漁協さんの所有という形で、当町ではただそれを入替えて、あと2台の分は漁協さんのはうで取扱うと、そういうことでよろしいわけですね。分かりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第8号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第8号町道路線の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第8号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は歌津地区において、国道45号に接続する路線を新たに町道認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書は31ページとなります。議案第8号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

路線名、白山線。

起点、南三陸町歌津字皿貝56番1地先。終点、同じく白山2番1地先。

幅員4メートル、延長855メートルでございます。

議案関係参考資料58ページを御覧ください。

45号線から三陸道をくぐりまして、三陸道沿いに南下をする路線でございます。この路線ですね、ちょうど45号線から入りまして三陸道を渡ったところで約90度にカーブしてございます。この周辺、3段4段というような高いのりになってございます。今後何かあった際に、やはり町道認定しておかないと対処ができないと。なおかつ、そこの奥に1軒うちがあるということもございます。終点につきまして、ちょうどこの矢印の一番先端、転回場がある場所まで町道路線として認定したいというものでございます。

59ページには詳細な図面と位置図を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この赤い線、説明の58ページの赤い線なんですけれども、新しくできた国道45号のすり付け、皿貝線なんですけれども、この終点がただいま説明されましたけれども、ちょっと見づらいんですけれども、どの辺までなのか、旧路線の形で、旧路線のところで話してもらうと非常に分かりがいいんですけれども、そのところ、旧路線のところでお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 旧路線といいますか、これは新認定でございますので新路線でございます。一部は元農道の、名称ちょっと白山線だったか皿貝線だったか忘ましたが、元は一部農道でございました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 関連でお伺いします。今新しく町道認定なんですけれども、古いほうの起点ですね、町向線、その起点と終点をお伺いいたします。この路線も赤い路線も入っていると思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません、町向線というのがちょっとどこをお指しになるのか分かりませんが、今回の路線につきましては、三陸道工事に伴いまして機能補償として道路を付け替えていただいた分を認定するというものでございますので、旧路線ということではなく新路線でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第9号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第9号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第9号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は町道折立水戸辺線の起終点の位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書は32ページとなります。議案第9号町道路線の変更についてでございます。

路線名、折立水戸辺線。

起点が南三陸町戸倉字雷前11番9地先から19番7地先に変更となるものでございます。

終点につきましては小浜14番1地先から西入86番2地先に変更となるものでございます。

幅員につきましては、7.3メートルから18.1メートルが6.8メートルから10.5メートル。

延長につきましては1,332.3メートルが1,418.6メートルになるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、60ページには位置図、それと61ページには詳細な地番等を付しました平面図を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 1つお伺いしたいのですが、提案理由につきまして、国道398号道路改良工事の完了に伴いというお話をしました。国道398号道路の改良工事というのはいつまでやつていた工事だったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 398号線につきましては、すみません、正確にちょっと今年数があれですが、398号線もそうですが、一部、この路線 자체が旧398号線でもございますので、それらの工事が一段落したということで、引渡しを受けたということで起終点の変更を行うものでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 日々通行をし続けていたといいますか、通れるようになってから相当日数がたっているように記憶しているというか考えるものでして、途中に今の戸倉公民館なんかもありますけれども、そこに行く道路、確かに何度も付け替え工事があったりして、様々大変な工事があったなとは思っているんですが、今の現道の場所になってからは随分たつように思っております。町道認定ですので、厳密な事を言えば認定されてない間、あの辺りを通った人が事故に遭ったりとかといった場合に、どこがどう、どの管理状況になっているのかというところが不明確なまま日々の通行が今まで行われてきたのかなというふうな推察をしたところでありますので、工事が終わって可及的速やかに町道認定になったものなのか、その手続に遅滞がなかったのかということをちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 正直、県との引渡し等々の関係等もございまして、確かにちょっとおっしゃるとおりタイムリーな認定というよりは若干事務手続が遅れてしまったというのが正直なところでございます。申し訳ございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 議案になったのでこちら側としても気づいたというところもありますので、どっちがどっちというところもあるんですが、なかなか現状、日々、震災後様々道路、路線と変わってまいりました。どこの路線が町道なのか県道なのか、それとも認定されていないのか、なかなか1線1線全て把握すると、やっぱりここ遅いじゃないかおかしいじゃないかと突っ込みを入れるというのは、なかなか正直至難の業かなと思っていまして、そこはやはり行政の職員の皆さんのが事務の日々の遂行の中でチェックしていただかなければいけな

い部分だろうというふうに思いますので、遅滞なく、先般も寄附をいただいた道路をどうするんだというようなお話もありましたけれども、道路に関しての町民の関心というのは結構高いものがあるのかなと思いますので、今後引き続き事務の遺漏のないように努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに議員おっしゃるとおりでございまして、今後タイムリーに速やかに、道路ができた際には認定を逐次、変更なり新設なり、逐次議会のほうにお諮りをして、手続をきちんと踏んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第10号 町有林樹木の売払いについて

日程第19 議案第11号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第10号町有林樹木の売払いについて、日程第19、議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてお諮りいたします。以上2案は関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第10号町有林樹木の売払いについて並びに議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託について御説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の搬出間伐に伴う売払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基

づき議会の議決に付し、あわせて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第10号町有林樹木の売払いについて及び議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託についての細部説明をさせていただきます。

議案書の33ページの細部につきましては、議案参考資料62ページの位置図及び63、64ページ、それぞれのか所図を参考願います。

まず、議案書の33ページですけれども、町有林樹木の売払いについては中段の表を御覧いただきますが、町有林の多くは利用時期にあり、循環利用を図るための適正な森林整備について、南三陸町森林整備計画に基づき町有林樹木の売払いを行うものでございます。

場所につきましては、志津川字蛇王及び入谷字入大船沢地区の樹齢48から59年生の杉及び松、合わせて41.02ヘクタールの搬出間伐を行うものでございます。

続きまして、議案34ページの議案第11号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてですが、ただいま御説明いたしました搬出間伐材の素材生産事業と販売を代行委託することによって間伐施業を実施し、直営林の間伐材の売払いを行うものでございます。

位置につきましては議案参考資料の62ページの管内図を御覧ください。

63ページが輪伐図でございますけれども、志津川字蛇王、次の64ページが入谷字入大船沢の素材生産実施か所となっております。

以上、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

先日、私たち総務産建の委員会で長門市のはうに視察に行ってまいりました。そのとき、長門市さんも当町と同じく7割、75%が森林ということで、森林がメインで伐採などをしていくわけなんですけれども、今ウクライナの情勢で1.5倍に跳ね上がっているんだそうです、木材の取引が。そういう中で、これを2つの議案が、売った場合どのぐらいのめどで上がるのか、平均、今までと額が同じなのか。今、世の中は森林ブームで国内の木価が高くなっているという中ですので、その辺をどのように見極めしているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ただいま議員お話しされたように、木の価格については現在高止まりの状況というところでございます。売上げのあくまで見込みですけれども、見込みの収入から事業費を差し引いて、大体1,000万円弱の収入が見込めるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1,000万円、この10号と11号の分で、1,000万という額は総額での1,000万円を見込まれるのか、もう少し詳細にお願いします。石でいうとどのぐらいなのかということもお願いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） すみません、総額という意味がちょっといま一つ分からないんですけれども、議案10号の売払いを議案第11号で代行委託するということでございますので、代行委託された業者がこの2か所の蛇王と入大船、もしかするとそれぞれという意味、すみません。場所はあまり、実は、当然山によって日当たりいい悪いあるのであれなんですけれども、結局搬出するのは一緒に搬出しますので、売払いする場合はですね。ですから、杉が幾ら松が幾らというふうな合計でございますので、そこはまだこれから契約ということでございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、石ですね、石で幾らなのかという対比、それもこれからするんですか。要するに1.5倍も上がっているから、売る値も高くなるでしょうということです。だからそれをどれだけ見込むのかということです。石で見てもいいし、事業で今1,000万円といいますけれども、それぞれ搬出先によっても違うんですけども、早い話は石で120%ですか何ぼですというような、そういう計算ができますかということ、今後の売値で。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 木材を売る場合は全体の石でやるのではなくて、当然丸太だったり合板だったり角材というふうなことがありますので、ただ、全体的に議員おっしゃるよう1.5倍まではいってないのかなとは思いますけれども、そういったところで材の形ですか物によって売り先も変わってまいりますので、十把一からげで何石というふうなことは、ちょっとすみません、今現在は出ないというところで御了承願います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時26分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回この売払うやつはFSCと一応聞いたんですけどもその確認と、売り払った木なんですけれども、その後どういったところで買われるというか使われるのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回は町有林でございますので、FSC材です。要は売払い後のトレーサビリティーというふうなところでございますけれども、正直分からないというものが現状で、ただ、県の林業センターでそういった部分を研究しているというふうな情報もございますので、今後どうなるかというのは分からぬといふところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） FSC材ということで分かったんですけれども、そうすると、どこで当町で生産されたFSC材が使われるのか分からぬといふことですと、FSCの認証の意味といふんですか、管理云々は分かるんですが、例えば国立の何番ゲートで使われたといふい例なんですけれども、そういったふうに、ある程度使った先でうちらのほうの町のFSCを使ったといふいうことも現状では難しいかもしないんですが、先ほど課長答弁あつたように、県のほうでも研究といふ調査してゐるといふことなんですが、今後そういったことももう少し当町でも、売り先、どこで使われるかといふことの調査なりなんかも必要だと思うんですが、その点再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） FSC材なんですけれども、この代行委託先に、仕様書の中で、FSC材ですので、ただ単にFSC材以外の木材が集まる共販のところに出すのではなくて、使用認証を持っている製材所ですとか材木屋さんとかそういったところに、要は単価の高いところに売っているといふうな情報はございますので、そこから先の部分はまだ分からぬですけれども、より単価の高い付加価値のあるものを出しているといふうなところで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の、例えば答弁の中で単価ということがありましたけれども、やはりFSCの認証をする際にもいろいろ議論があった際に、FSCだから、木価というか、高くなるのではないという、そういう説明の中で認証になったんですが、やはり現時点でもこういった高騰している昨今の中でも価格的なもののプレミアム感みたいなものはどうなのか、その点再度確認したいのと、でき得るならば、せっかくこういった地元で切ったやつを地元で活用というんですか、消費というか、入谷の工房さんあたりでも使っているようですが、もう少し町内で活用していくという方向、目に見える形で使う方向も大切だと思うんですが、今後の活用方法の中で案とかいろいろなアイデアがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど申し上げましたように、ただ単に共販に出すのではなくてというふうな部分で、幾らかでも高く売っているというふうな状況でございますし、そういった意味では御質問ございましたように、プレミアム感というふうな部分は毎年、年々向上しているのかなというふうには考えております。実際国内の木材自給率というのではなくて、6割以上は輸入材に頼って現在品薄状態だというところの中では将来的にも有望なのかなというふうに思っております。地元での活用というふうな部分に関しましては、震災後町産材を使った住宅ですとか、そういった部分の補助金というのは出しておりましたけれども、ちょっととなかなかその辺はほぼ復興も終わったというふうなことの中で、今後そういった、また町産材を使えるような施策のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番阿部司君。

○2番（阿部 司君） もう終わりに近いんですけども、一応質問させてもらいます。

今のFSCの話が出たんですけども、南三陸町が南三陸杉というのでPRしてかなり知名度が上がっているんですけども、今の林業、これは今この議題になっているのは町のいわゆる山の話じゃないですから、直接には影響はないんですけども、普通の林家というのは、大体今の70代の方が若いときに植えたのが、今ようやく換金される時期なんですね、ここ四十数年というのは木価がえらい安いんですよ、最近ちょっと社会的な変動で持ち上がってきましたけども、これをチャンスに、今抱えている課題がいっぱいあると思うんですね、地球温暖化のため災害出てくる、あるいは何とか、いろいろあると思うんですけども、そういう災害の対策とか、それから担い手の対策、林家の担い手というのはまず本当に少ない

もんで、そういうこれからのこと考えて、南三陸町の約77%、これ林地ですね、山林分野が77%ぐらいです。そうすると、これからこの町の山の販売なんですかけれども、これをうまくPRすれば担い手確保につながると思うんですよ。うまく、何らかの方法でそういうのを活用できないものかなと。知名度を上げていくためのそういうのが、からの地域産業につながるんじゃないかなと。一つの提案でございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 阿部議員おっしゃるとおりでございますし、そういった意味で森林環境譲与税というふうな部分が国から来て、町独自での取組というふうなことに使いなさいということで財源も来ているという中で、町として、ちょうど補正予算等にも出てくるかなと思っていますけれども、町独自のそういった林業育成ということに関しては、最近自伐型林家という方々も増えてきておりますので、これからどうするかという部分もそうなんですかけれども、里山の環境整備だったりというような部分で、鳥獣被害をなくすとか、そういう環境面という部分も含めて、町として今後の林業について考えていきたいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。2番阿部司君。

○2番（阿部 司君） さっきも言いましたけれども、今の70代の方というのは、時代の流れで、ちょうど親の家業を継ぐかサラリーマンに進むか、いわゆる分岐点に立ってきた人たちなんですね。親のことを守ってやれば何とかなると思いながら家業をついた方なんですよ。そういう人たちが苦節四十数年間、林業収入がなかったんですよ。人生100年時代の今はかなり長寿命化していますけれども、本当に晩年の今の時期に、何とか後継者確保のために、うまいPRで最後に花を持たせるような、そういう施策をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第10号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第12号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第12号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第12号令和4年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行う4回目のワクチン接種に係る所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整等を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第12号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を行います。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億505万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億8,505万4,000円とするものでございます。

補正額を加えまして、通常分が94億8,312万3,000円、率にしますと87.9%、震災復興分が13億193万1,000円、率にしますと12.1%となっております。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成費を申し上げます。

まず歳入でございます。14款国庫支出金12.9%、15款県支出金5.7%、18款繰入金7.7%、20款諸収入1.8%、21款町債が9.4%、補正されなかった款項に係る額が62.5%となっております。

次に、4ページ目の歳出でございます。1款議会費1.0%、総務費が22.4%、3款民生費が17.8%、4款衛生費が11.0%、5款農林水産業費7.8%、6款商工費3.3%、5ページに参りまして、7款土木費6.4%、9款教育費11.6%、10款災害復旧費1.1%、12款復興費0.5%、13款予備費が0.1%、補正されなかった款項に係る額が17%となっております。

次に、6ページになります。第2表地方債補正でございます。

本補正におきましては2つの事業の追加となります。

1つ目の災害援護資金貸付事業につきましては、歳出予算における18ページ、3款民生費に計上しておりますが、東日本大震災に係る宮城県災害援護資金の貸付け期間が今年度末まで延長されたことから、貸付け上限額の1件分350万円を見込み計上しております。2つ目の文教施設災害復旧事業は、歳出予算における29ページ、10款の災害復旧費のスポーツ交流村災害復旧工事に係る借入れでございます。今年3月16日に発生しました福島県沖を震源とする地震により、ボイラー設備の損傷、アリーナの天井板の落下などが生じ、その対策のための工事に充当するものでございます。充当率は100%となっております。

続いて、予算の詳細を御説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金の補正額1,593万9,000円は、4回目の新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額944万円の追加は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事業に係る補助金で、所得の少ない子育て世帯に対する生活支援特別給付金と、その取り扱う事務費に対する交付金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金につきましては、4回目のワクチン接種に係る体制整備に対する補助金でございます。

その下、9目1節の商工費補助金1,346万8,000円は、新規事業といたしましてブルーツーリズム推進支援事業費補助金でございます。サンオーレそではまの受入れ環境整備や、国際認証の取得、そのほか海の魅力を体験できるコンテンツ開発支援に補助されるものとなっております。

10ページの最下段になります。15款2項7目1節の1,017万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による燃油価格高騰対策として、運送事業者等に対する支援に対する県の補助金でございます。

11ページの18款の繰入金につきましては、歳出で改めて御説明いたします。

20款4項2目1節総務費雑入240万円は、荒町のふれあいセンターの備品購入に対する助成金となっております。

21款の町債につきましては、先ほど地方債補正で説明した2つの事業に係るものでございます。

次に、12ページからの歳出でございます。

町長が冒頭申し上げましたが、今回の補正予算につきましては、各科目に共通して、4月の人事異動に伴う人事費関連の予算調整を行っておりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは、科目別に御説明いたします。

13ページの2款1項11目電子計算費12節委託料につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金や4回目の新型コロナワクチン接種に伴う関係システムの改修委託料のほか、GIS改修委託料として、地理情報システムのサーバーのクラウド化に係るシステム改修の業務委託料でございます。

12目のまちづくり推進費のコミュニティー助成金は、歳入でも触れましたが、荒町大契約講に対する、センター内の備品整備に対する助成金でございます。

13目地域交通対策費12節志津川駅乗車券発売場運営委託料340万円は、今年10月に運用が始まりますBRT志津川駅の乗車券販売に係る運営費用を計上しております。財源は震災復興基金を充当しております。

14目地方創生推進費10節需用費160万円は、高校魅力化事業に係る費用を計上しております。財源はいわゆる企業版ふるさと納税による寄附金をもとに創設いたしました、まち・ひと・しごと創生基金を充当しております。

18節負担金補助及び交付金地域おこし協力隊活動推進補助金は、隊員1名の追加分を計上しております。

14ページに参りまして、2項1目税務総務費10節需用費40万円につきましては、志津川高校のまちづくり議会において提案されました、いわゆる御当地ナンバープレートの製作費用となっております。財源は創生基金を充当しております。

以降16ページまでは、人事異動に伴う予算調整が主なものとなっております。

17ページに参りまして、3款2項1目児童福祉総務費19節扶助費、補正額800万円の追加は、歳入でも少し触れましたが、住民税均等割非課税などのいわゆる低所得者の子育て世帯に対

する生活支援特別給付金で、児童1人当たり5万円、160人分を見込み計上しております。

18ページに参りまして、3款3項1目災害救助費20節貸付金、補正額350万円の追加は、先ほど地方債補正で御説明したとおりでございます。

19ページの2目予防費の10節需用費、11節の役務費、12節の委託料は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備の初期費用を計上しております。

次に、20ページになります。

5款1項5目農業農村整備費14節工事請負費400万円につきましては、早急に改修が必要な波伝谷地区のため池の安全対策を目的とした改修工事費を計上しております。

次に、22ページになります。

6款1項2目商工振興費の19節扶助費1,200万円は、歳入でも触れましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による燃油価格高騰対策に係る運送事業者の支援となっておりまして、1事業者当たり、1リットル当たり20円、40万円を上限として支援をするものでございます。

5目の観光振興費、6目の観光施設管理費は、歳入でも触れましたが、ブルーツーリズム推進支援事業に要する費用でございまして、サンオーレそではまの受入れ環境整備や、差別化を図ることを目的に、国際認証、ブルーフラッグというみたいですが、その取得や、海の魅力を体験できるコンテンツ開発に要する費用を計上しております。

7款土木費から26ページにかけては、公共下水道事業の特別会計への繰出金のほか、人事異動に伴う予算調整が主なものとなっております。

26ページの最下段になります。9款教育費2項1目学校管理費14節工事請負費270万円につきましては、福島県沖を震源とする地震により破損した学校施設の修繕に要する費用を計上しております。

27ページの3項1目12節委託料につきましては、志津川中学校に多目的トイレを整備するための設計業務委託料等でございます。

以降は人事異動に伴う予算調整が主となっております。

29ページをお聞き願いたいと思います。

10款3項1目14節のスポーツ交流村災害復旧工事につきましては、地方債補正で説明をしたとおりでございます。

12款1項3目復興推進費、8目の旅費、12節の委託料につきましては、道の駅オープニングセレモニーに係る経費のほか、震災伝承施設のアート作品の制作設置に要する費用を計上しております。財源は震災復興基金を充当しております。

最後に30ページになります。13款の予備費につきましては、財源調整のための補正でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行つてください。ございませんか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ちょっと何点かあるんですけれども、全部いいですか。

○議長（星 喜美男君） 初回3つ。（「最初3つ」「最初3つじゃなくて3回ということです」「質疑は3回しかできないので」の声あり） 3回だそうです。（「3回で終わりだ」の声あり）

○10番（今野雄紀君） 分かりました。四、五件あるんで、簡潔にお願いしたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、ページ数13ページ、地域おこし隊について伺いたいと思います。800万円の補正なんですが、その内訳、1人の方ともう1人の方は何か特例で延長になったということも聞きましたが、その点伺いたいと思います。

2点目としましては、19ページ、ちょっと項目が見当たらなかったので、補正ですので、もし関連ということでお聞きできればと思います。予防費なんですけれども、予防というよりも健康増進についてなんですが、現在町で電気かけがいっぱいはやっているようなんですが、すごい行列ができて、そういった中で当町としても何らかの形で健康増進へのこの取組のヒントになるんじゃないかという思いで私行列を見ているんですが、具体的なあれというよりも、担当もしくはどなたかの所見を伺えたらと思います。

次に20ページ、波伝谷のため池の安全策ということですが、工事について少し詳しく伺いたいと思います。

ページ数22ページ、先ほど課長の説明あった新しい認証を今度取り入れるということで、ブルーフラッグという認証制度を取り入れるということなんですが、その具体的な目的、あともし取得になった場合の年間のランニングコストっていうんですか、毎年更新という話もお聞きしていましたんで、その辺、それと、あわせてサンオーレの設備も多分それに合わせてなると思うんですが、その設備内容についても伺いたいと思います。

最後、もう1点はブルーツーリズムの取組をするということで、コンテンツ等のレンタル、そういうことをお聞きしました。そこで伺いたいのは、講師等謝金ということで135万円が計上になっていますが、講師という方たちはどういった、まだ決まっているかどうか分からぬんですけども、どういった方たちを想定しているのか。でき得るならば、町内にも何

かそういうことをやっている方たちもいるみたいなので、そういう方を含めて、どこか別のところのプロ級の方とかを招くのか、そのところをお願いしたいと思います。あと、コンテンツに関しては、ＳＵＰとシーカヤックなどということで伺ってはいたんですけども、実際幾つぐらい、何台っていうか何艘っていうのか、私ちょっと分からんんですけども予定しているのか。レンタルということなんでその期間等も1年なのか複数年なのか、それと、保管場所はお聞きしましたんで、いざもし使うとなつた場合の運搬というんですか、持ち運びっていうと、そういうのはどういった形で検討なさっているのか、ちょっと最後、こういったコンテンツ、レンタルすることにおいて、何か団体旅行の体験等にも将来的にはという話も伺つたんですが、そういう修学旅行等だと思うんですが、そこでやはり修学旅行で来た生徒さんたちに体験してもらうのも大切な魅力の一つだと思うんですが、そこで地元の小中学生の方への体験といいますか、実際パイロット的という意味ではなくて、それぐらい楽しいんだよということをしていくのも一つの方法だと思うんですが、その点ちょっと長くなりましたが、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず地域おこし協力隊の追加の内訳ということなんですけれども、内訳としまして、今年度新しく追加で採用するというか任命する地域おこし協力隊1人分に加えて、それから制度変更というか、総務省のほうから通知が令和4年3月に出てございますけれども、新型コロナウイルスの影響で十分な活動が行わえなかつた隊員について、最長上限2年として延長ができるというような制度の改正がございます。そちらにつきまして、今当町で活動いただいている隊員のほうから、ちょっと延長を考えているというお話がございましたので、今回新規の分1名に加えて延長の分1名ということで追加計上させていただいています。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほどの電気かけの件なんですが、健康増進に生かせないかということですが、私もちよつとそこは体験していないので、どのようなものかはちょっと分かりかねます。また、現在新型コロナウイルス感染症がまだ鎮静化していない中なので、どのような形で実施しているのか分かりませんが、なかなかちょっと人混みの中というのもどうなのかなということもございます。あとは、そうですね、ちょっとどのようなものか分からないので申し訳ないんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 波伝谷のため池の護岸改修工事でございます。戸倉の明神沼でございます。これに関しましては、周囲の200メートルをロープ柵で囲って、安全のための注意喚起の看板を立てるというところと、旧398号線に面しておりますので、そこからガードレールで守られているものの、そこから人が落ちた際にすぐ上がれるように、擁壁の部分、約40メートルを、40メートル掛ける4メートルの160平米のネットと、40メートルのロープを渡して、そこには浮き輪等を設置するという工事で考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、ブルーツーリズム推進支援事業の関連、1つずつお答えしていきたいと思います。

初めに、ブルーフラッグ認証を取り入れる目的というところなんですけれども、まず大前提として、認証を取るということが目的ではなくて、今回この認証を取得するためには、地域の水質、環境教育、それから環境管理、安全などの基準のカテゴリーがありまして、33項目の基準をクリアしなければならないという基準がございます。今回はこの事業において持続的な環境教育の定着を地域に落とし込んでいきたいという思いと、それからこれを持続するために指導する側の人材も早急に取り組みたいということで、ブルーフラッグ認証のほうもチャレンジをさせていただきたいというところでございます。取得後のコストにつきましては、さっき言った基準を毎年審査していかなければならなくて、登録審査料に約40万円の費用がかかります。あとその他については、どのようにその内容をプロモーションしていくかということですので、固定費というよりは、状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

それからサンオーレの工事の内容ということでよろしかったでしょうか。今回はこのブルーフラッグの認証をするために、ビーチにバリアフリー化をしなければなりません。皆様御存じだと思うんですけども、サンオーレそではまは、陸のほうから階段で砂浜に下りていくんですけども、1か所だけ既にスロープになっている部分があるんですが、実はもう一つの工事と絡むんですけども、潮の流れや風の影響で、サンオーレそではまは今非常に片側に砂が寄せられているような形状になっておりまして、このスロープがスロープの役割を果たしていない状況にあります。ですので、自然の形ですので、今回この砂を戻すという工事も入れるんですけども、またそのようなことが起こりかねないので、もう少しトイレとか施設側にそのスロープをつけ直すというような工事を盛り込んでおります。

それから、ブルーツーリズム推進の取組として講師謝金ですね。私どもも地域の人材は活用

していきたいと考えております。こちら一括して135万4,000円計上しておりますけれども、この中には海水浴場の受入れ環境整備に係る人材育成、それからコンテンツの充実の人材育成、それから3つ目がブルーフラッグ認証のための人材育成ということで、それぞれ謝金を支払いする項目が違います。3つあります。環境教育についてはおっしゃるように、地域でもそのような活動をしている団体の方がいらっしゃいますので、そちらの方と情報共有しながら進めていきたいと思います。安全面に関しましては、やはりライフセーバー協会など専門の機関がございますので、そちらに相談をしながら進めてまいります。体験のほうにつきましても、やはりできればいいということではなくて、安全管理も非常に重要ですので、マリンアクティブの資格または勉強された方、そういう方に講師をお願いしていく予定です。

最後に、カヤックとSUPの内容ということなんですけれども、カヤックについては2人乗りを10艇、SUPについては1人乗りを10艇予定してございます。教育旅行、団体も受入れていきたいと思うんですが、おっしゃるように、まずは地元の子供たちがこれに触れて、将来的には教える側になりたいと思っていただくのが理想だと思いますので、今回の事業は地元の子供向けにも体験会への参加を盛り込んでございます。

以上です。（「レンタル期間のことを」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 失礼いたしました。レンタル期間は補助事業が単年ですので1年になります。運搬については今回の補助事業で購入する予定はないんですが、これを本事業として導入する場合はキャリーといいますか、専用の車につけて運べる道具がございますので、そういうものの設備など検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 地域おこし隊についてなんですけれども、1件は何か山藤さんとの企業とのあいで、遊休農地の活用ということでお聞きしていたんですが、その点、どういった内容なのか少し伺いたいと思います。

あと、イノシシの調査の延長の方なんですけれども、どういった形で、調査途中なんでしょうけれども、成果といったらおかしいですけれども、どういった形のあれが途中出ているのか、もし伺えればと思います。

予防費については、そういった民間のあれを聞かれても大変だというあれはあるんですけれども、やはり健康増進、電気かけならずとも、当町でもいろいろ取り組んでいるようですが、私が思うにはああいった行列ができるということ自体、皆さんそういう形で健康に関して

大分、当然のことなんですけれども大切にしているという思いで私は見ていたんですが、そこで、やはり行列ができるぐらいの健康増進の策というか方策も今後考えていく必要があると思うんですが、ちなみに私そういう思いの中から、以前、一般質問でパークゴルフ等を提案したんですけども、残念ながらいろいろな要因で当町ではなじまないというよりも、近隣もあるということだったんですが、そういう思いの中から、健康増進に関してどういった形で今後取り組むのか伺いたいと思います。

あと、ため池に関してはロープを張ったり、ガードレール、ネットということで分かりましたけれども、でき得るならば安全策として逆の形で人を遠ざけるというか、危険を遠ざけるというよりも、釣堀のような形で何か安全策のようなものを講じられなかつたのかということで、そういう形での、せっかくお金を、予算を使うんでしたら、そういうことも考えられたのかなと思いますので、今後のそういう活用等はできるのかどうか伺いたいと思います。

あと、ブルーフラッグに関しては水質等、いろいろ持続的な観光教育という課長の答弁がありました。実際、町内、国内だと何か10か所じゃなくて、5か所前後ぐらいあるということで、私もネットでちょっと確認したんですけども、いずれも結構大きめの立派な湘南のようなビーチだったので、東北ではまだないということなので、そういうエポックメイキングというか、思いは感じるんですけども、ただ、先ほどのFSCでもないんですが、そういうことを認証することによって下世話な集客を期待するというんじゃないんでしょうけれども、そういう意味においてもう少し目に見えるような形の何かが必要じゃないかと思うんですが、やはりブルーツーリズムにおいて、課長、どなたがあれしたのか分からないですけれども、ブルーフラッグという認証にたどり着いたと思うんですが、そのほか候補に挙がった取組とかありましたら伺いたいと思います。（「今野議員、一般質問じゃないんだから、簡潔に疑義をただす発言をするようにしてください」の声あり） 分かりました。

次、ブルーツーリズムのほうなんですけれども、講師等謝金ということで、いろいろ海水浴の関係とか環境の面とか、あとコンテンツの部分の謝金も入っているということなんですけれども、135万円、もし現時点での内訳がありましたら、せめてコンテンツの部分はどれぐらい見込んでいるのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、レンタルするコンテンツに関しては10台ずつということで分かったんですけども、今後実証する上で、どのような形で、1年しかなくてシーズンも多分あまり長くは取れないと思うんですが、そこで、もしこういった議案が通った場合には、それこそばたばた感で進

めるような形だと思うんですが、そういったところも十分検討なさっての提案だと思うんですが、そういったことでは大丈夫なのか、その辺伺いたいと思います。

あと、地元の小中学生の体験ということで、それも検討するということなんですが、もし、これは仮定の話なんですけれども、こういった事業が正式に、10台だけじゃなくて、それこそ修学旅行の体験ができるぐらいの台数とかもそろうと思うんですが、その際に、以前戸倉で中学生でしたっけ、やっていたスキューバの体験等あったんですが、それがなくなった今、戸倉に限らず全町の小中学生への希望になるか何になるか、そういったことで取り入れていくという、いきたいという答弁があったんですが、そこで、教育関係の方の考え方というんですか、そこも伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 地域おこし協力隊の新規で来られる方の隊員の業務内容ということなんですけれども、地域資源活用による地域農業活性化プロジェクトということで、遊休農地、それから耕作放棄地を活用しながら地域の未利用資源の活用、それから液肥を活用した農作物等のブランド化に取り組んでいきたいという内容になってございます。

それから、ちょっと断片的にイノシシの調査ということでいただきましたけれども、正確には地域資源プラットフォーム事業推進員ということになってございます。南三陸の地域資源の活用に関する調査分析、それから教育プログラムの構築協議会の企画運営ということを業務とされてございます。成果ということなんですけれども、延長を検討されているということで、いのちめぐるまち推進協議会が思うように開催できなかったり、ラムサール基金ということを立ち上げを考えてたんですけども、こちらはコロナ禍のために基金の立ち上げを延期にしていたりということでございますので、そういったことで御理解ください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 健康づくりにつきましては、私どもも行列ができるような取組を進めてまいります。本日もがん検診、乳がん検診やっておりますが、そちらも行列ができるおります。いろいろな形で栄養であったり、運動で健康づくりをしたいという方とか、あとはやはりパークゴルフを否定するものではないんですけども、やっぱり人それぞれにいろいろな形を選んでいただくというところがよろしいのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 釣堀にできなかつたのかという御質問でございますけれども、

当然ながら我々現場確認をした際にそういった発想はなくて、地域住民の方もいましたのでちょっとお話をさせていただいたんですが、安全対策は絶対必要だよねというふうなことも言われておりますし、手法に関しましては区長さんと協議してこのような形にしたということですので御理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず、ブルーフラッグ以外の案はということで、こちらはビーチスポーツ大会の誘致なども並行して検討しております。また、コンテンツの謝金の部分については約90万円を予定しております。それから、実施の期間については7月から11月までを予定しております。ダイビングについては、観光のほうとしては既に民間事業者様でやられているところがございますので、公のほうでは。（「そういうあれじゃなくて」の声あり）

そうですか。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 地域おこし隊については説明で分かったんですけれども、現在も1階ロビーに取り組んでいた展示その他あるんですが、でき得るならばああいった部分にも、現在頑張っていただいている隊員の皆さんのお活動、どういった方が活動して、任期はどれぐらいまでだという一覧のようなものを、個人情報に触れない程度でマチドマに表示するのも一つの方法かと思われますので、今後検討していっていただきたいと思います。

予防に関しては、課長さんの答弁で分かりましたので、次は波伝谷のため池なんですけれども、区長さん等の意見を聞いてやったということなんですが、その点も分かりました。

ブルーフラッグに関しては、こういった認証以外にいく検討がなかったのかということでお聞きしたと思うんですけども、やはりブルーフラッグが一番メインだったら別の取組でこういったことができるということもあったんじゃないかと思うんですが、このブルーフラッグを上程するに当たって候補が幾つかあったのという、そういうことだったんですが、やはりこれ1本ということだったのか、その点。

ブルーツーリズムのほうのあれなんですが、大体分かったんですけれども、そこで、地元の小中学生への体験ということで、学校の行事というか学校の取組として、こういったやつに縦割りになるかどうか分からぬんですけども、今体験学習として検討できるかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ブルーフラッグ以外、同じような認証、ちょっとあんまり種類、すみません、私は存じ上げておりませんので、この一択で検討いたしました。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校教育の中での体験活動は非常に大切な活動だと思っております。

特にこういった海の近くの町の学校ですので、子供たちにとって海の体験活動が大切です。そのために、5つの小学校では自然の家のほうで体験をしているわけですが、自然の家のほうの体験、海での活動は様々なアクティビティーがありますが、子供たちの活動で特に人気があるのはいかだ造りだとか、あるいはバナナボート、そしてシーカヤックもありますので、子供たち、学校によってはシーカヤックを体験している学校もございます。こうしてブルーツーリズムということでそういった活動ができるのであれば、地元の学校の体験活動の一つとして取り入れができるのではないかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） すみません、先ほど議案の中身と違ったのではいそうですかと言いましたけれども、ちょっと29ページ、12款ですか、伝承施設のアート制作委託料の説明のときに、オープニングの準備という言葉もありましたので再度お伺いしますけれども、先ほどの雨の話、雨水の話です。あれはどのようにかやっぱり対策を取らなければいけないんではないかなということは、一言やっぱり申し上げさせていただこうかなと。あの付近には障害者用の駐車場が造る予定だったと思います。それから交通関係の設備でもありますので、ほかにも多分人の往来というのはいろいろな形であると思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） この場でどうなるということはちょっと申し上げかねるんですが、もう工事も終盤に来ているということもございますので、今から設計の変更みたいなことが可能なのかどうかということも当然あると思いますので、ただそういう御意見があったということで承りたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。2点お伺いいたします。

前議員もおっしゃっていました、ページ数が20ページの、農業農村整備費の中の14工事請負費400万円、前者もため池の護岸の改修工事の件で話されていましたけれども、私は前者と違いまして早急にこれをやっていただいて評価いたします。というのは、今世間ではいろいろ

ため池で子供たちが釣りをして大分事故に巻き込まれている人たちが多いので、心配される中でいち早くそれを察知してやっていただいたものと思われます。当町には改修工事をやつたということは、当然町内のそういうため池を何か所ぐらいあるか、危険か所がどのぐらいあるかというのは現場確認していると思いますけれども、その辺、調査しているのであればお答え願いたいと思います。

それから、29ページの復興費の中で、12委託料400万円の伝承施設アート制作委託料、前者も聞いていましたけれども、この説明の中でパーツ作成業務、設置業務とありますけれども、ボルタンスキーさんが亡くなつて、一部、前の説明の中では東京藝術大学の先生のお話の指導も受けてということを伺っていますけれども、その展示物、この400万円は今後、今日も聞きましたけれども、すごいいい絵画ではなくて、回転できるものということで、付け加えができるものというようなことで説明ありましたけれども、そういうものを今後この400万円で、それがパーツの取替え含めて終わりなのか、今後ともまたそれをかけ替えすることに費用がかかるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ため池の調査でございますけれども、議員おっしゃったとおりでございますが、町所有のため池として登録されているか所というのが、町所有が106か所でございます。ただ、現在水がない、当然遊休農地化していて要は農業用ため池として使われていないため池もございますし、あとは安易に立ち入ることができないか所が106か所中91か所ございました。道路ですか民家のそばにあるため池が15か所、その15か所中、安全対策が既に取られているのが7か所でございました。したがつて、その未整備の8か所中1か所が戸倉の波伝谷の明神沼なんですけれども、残り7か所については、予算書のただいま工事請負費の上にある需用費、消耗品費50万円取つておるんですけども、そこでですねため池の仮柵等の必要なロープ等の購入費ということで予算計上させていただいておりますので、それで取りあえず応急措置を取るという内容でございます。今言いました7か所も、なかなか人が、道路があつてというところもあるんですけども、なかなか子供たちは行かないような場所にはあるというところで、取りあえず仮設で対応するというふうなところです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 29ページのアート制作委託料につきましては、まずクリスチャン・ボルタンスキー氏の作品と東京藝術大学が手がける作品は別物ということあります。それぞれ制作をいただくということになっていまして、今回の予算につきましてはボルタンスキ

一氏の作品に係る分ということになります。よろしいでしょうか。議員がお尋ねなのは、一旦展示はするんだけれども、その後、展示の替えとか新たなものってどういうふうにしていくのかというお尋ねだと思いますが、それにつきましては、今後、新たにそういう需要が生じれば予算として措置をしますし、アート作品にかかわらず、いろいろなものの展示もありますので、そういうものの更新が必要だという判断をすれば、そういうところの予算は改めて予算として計上させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 最初のため池の件ですけれども、7か所があるということなんですけれども、この50万円、上の需用費の50万円も使うということなんですけれども、なるべく安全なものにして、事故が起こらないような、そういう仕事をしていただきたいと思います。あってはならないことなので、管理責任が問われますので、この需用費の50万円で済むのか、もう一度お伺いいたします。

それから、伝承館のことですけれども、以前私も質問したときは、確かに1,400万円、ボルタンスキーさんの展示物はそれにかかるということを私は記憶の中にあるんですけども、今までここで400万円というのは、私は別物かなと思ったら、今お伺いしたらボルタンスキーさんのもので400万円また、私から言わせると追加だなというような思いもあるんですけども、その辺再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 需用費の50万円の使い方につきましては、あくまで年度内に応急措置ということでの予算でございますので、来年度以降順次整備していくというようなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 予算措置の過程としまして、ちょっと説明が不足した部分もありますので改めて進めさせていただきますが、改めて予算計上をさせていただいておるんですけども、そもそもこの予算は当初に見込んでいた予算だったんですが、先ほど御指摘もございました繰越予算とも絡みがございまして、一度整理をさせていただいて、今回改めて予算計上させていただいておりますので、総額として動いているわけではない予算なんですね。予定していた予算を繰り越さないで、改めて、年度改まりましたのでこちらに再度計上させていただいたということなりましたので、繰越予算からは除かれた予算というような内容になってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、町でやる仕事なので、子供たち、住民の安全を確保する意味からも万全なものにしていただきたいと思います。

最後の3点目、伝承館の件は了解いたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 22ページ、観光振興費で先ほど来議論になっていますが、ブルーフラッグに関して、事業の意義については先ほど御説明ありましたので、目的は認証取得ではない、そこから先の持続的な活動が大切だというようなお話をしました。であれば、12節は委託料なんですね、ブルーフラッグ認証取得支援業務委託料なんですね、町の財産であるサンオーレそしてま、海の美しい景色をより多くの人に知ってもらおうというために国際認証にチャレンジするということだと思いますので、事業としては委託ではなく町が主体的に進めていくべき内容なのではないかなと思いますが、委託に至った経緯をお聞かせいただければというふうに思います。

それともう1点、29ページに復興推進費がございますが、単純な、素朴な疑問なんですが、普通旅費とあります。これはどこに行くんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 御質問の件ですね、確かに最終の目的ではないと言い換えさせていただければと思います。あくまでも認証を取りに行くのは手段でありまして、これをやはり毎年ある一定の基準に基づいて繰り返していくというのが定着につながるものと考えております。また、もう一つに、ブルーフラッグには先ほどの33の基準をクリアすることで、しっかりととした認証機関が、このビーチが管理がしっかりと行われていて、安全で快適、そして環境教育の場としても機能している、安心して過ごせるビーチですよというのにお墨つきをもらうというのが一つあるんですね。やはり、これはひとつ地域のブランドとしても生かせるのではないかと考えております。あと、委託につきましては、この33の基準、かなり多岐にわたりますので、まずはこの申請をするために、このビーチがどのような方向性で運営を進めていけばいいのかですか、水質の方法1つを取っても、やはり専門分野ですので、そういう指導をいただきながら、行く行くは地域独自でやっていけるような形をつくるために、初年度導入したいと考えています。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 29ページの旅費でございますが、この旅費につきましては、こちら

からどこかに行くのではなくて、制作のほうから、具体的に言えばフランス側からおいでになることに対応する旅費を計上させていただいたという内容でございます。もう少し説明させていただくと、当初は制作の委託の中でその分も措置できないかということで、相手方とお話を進めておったんですけれども、今回その予算計上を改めてする際に再度協議をさせていたところ、旅費ということで対応いただきたいという申出がございましたので、今回旅費として計上させていただきました。制作の監修ということで、お2人の方が2回、南三陸町を訪れるということを想定した予算を計上させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 2件目の旅費については分かりました。呼ぶ旅費ということですね。

1件目、ブルーフラッグについてですけれども、少し細かくなりますが、この5目の観光振興費、補償費で135万4,000円、委託料で275万円、使用料及び賃借料で541万7,000円、下のほうの委託料で人工海水浴場水質調査業務委託料で98万4,000円、サンオーレそではまの整備工事で388万4,000円、1,438万9,000円になるかと思います。ただ、国庫補助が相当数入っていると思うんですね。87%に当たる多分、歳入で示された1,300万円の部分だと思いますので、要はチャレンジすることで町のお財布からどんどんお金が出ていくということであれば、これはなかなかいかがなものかという部分もありますが、国の補助をいただいてそういったものに挑戦できるということは、まさにコロナ禍の状況をチャンスに変えようという意思の表れだらうと思いますので、その先にラムサール条約の湿地登録、志津川湾が登録されておりますが、一部志津川湾の中で入っていない区域があります。我々がむしろ身近に接している部分が、何かこう直線で切られて入っていないんですね。こういったブルーフラッグ国際認証、国際的な取組が、いずれラムサール条約の範囲の拡大というところにつながっていくといいなと期待するところですが、そういったお考えがあるかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ラムサール条約の登録の際にドバイ行った際にも、あのときに一緒に登録なったのが、葛西臨海公園ともう1つが、実は追加登録になったのが兵庫県の豊岡市が追加登録になっています。その際にも、今お話しになったように沿岸部、まさしく海岸沿いが切り取られるようにあそこが抜けてますので、いずれあそこも再登録しようということで、当初からその辺は考えておりました。いずれ再チャレンジをしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員皆様にこの志津川湾保全活用計画という冊子が行っているかと思います。内容に関しましては今町長が言った登録になったということの中で、今後、将来にわたって永続的な海の恵みというふうな部分で環境調査等もしますよというふうなことなんですけれども、環境保全だけではなくて、概要版にも記載しておりますけれども、生き物・自然・遊び・学び・暮らし・文化・なりわい・産業というふうな各分野での様々な目標もございますし、当然、今町長がお話しされたような区域に関しましては、ラムサール条約を取得したときはあの区域がまだ復興国立公園の範囲の中に入ってなかつたので、今言ったところは除いていたところです。ただ、その後全域が区域になりましたので、町長がお話しされたように再チャレンジを今後していくというふうな内容もこの活用計画の中に含まれているというふうなところです。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第13号 令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第13号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第13号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整等を行つたものであります。細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第13号令和4年度南三陸町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書35ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれの総額に470万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,270万4,000円とするものでございます。

続いて、補正の内容について御説明をいたします。

41ページ、42ページをお開き願います。

まず歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金は、470万4,000円を増額するものでございます。

42ページ、歳出でございます。1款1項1目下水道総務管理費の2節から4節共済費まで、4月の人事異動により下水道係1名の人物費470万4,000円を増額するものでございます。

給与費の明細につきましては、次ページを御確認願います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第14号 令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第22、議案第14号令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第14号令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、収益的収支において支出の営業費用のうち総係費を増額し、資本的収支において収入の企業債を増額するとともに、支出の建設改良費を増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、  
御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第14号令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書46ページをお開き願います。

令和4年度の補正予算（第1号）でございます。

第2条は当初予算、第3条に定めました3条予算、収益的支出の予定額を、第3条では当初予算、第4条に定めた4条予算、資本的収入及び支出の予定額について、各款ごとにそれぞれ補正させていただくという内容でございます。

次のページをお開き願います。

また、今回の補正に合わせまして、第4条では企業債の追加、第5条では職員給与費に係る流用額についてそれぞれ改めるものでございます。

それでは、詳細を補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、52ページをお開き願います。

事項別明細書でございます。（1）収益的支出でございます。1款の水道事業費用は15万7,000円の増額でございます。その内訳は、2目総係費の節の区分の給料から負担金まで4月の人事異動によりそれぞれ増減するものでございます。前ページに異動内容の明細書がございますので、御確認をお願いいたします。

次に、53ページをお開き願います。資本的収入及び支出を御覧願います。

まず、収入でございます。1項1目企業債3,300万円は、配水管敷設替え事業の財源とするものでございます。

次に、支出でございます。1項1目の水道施設建設費において、工事請負費は、町道横断1号線改良事業に合わせて配水本管を敷設替えするものでございます。また、用地購入費として、中在浄水場送配水管埋設管理用地3,766平米を購入するものでございます。

以上、簡単でございますが細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。4番須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 敷設替え工事という名目なので伺いますけれども、基本的なことです。

工事の進捗とかに応じてこれまでも行ってこられたと思います。古い配水管とかに関しては、耐用年数を大幅に過ぎて、入替えとともに常に順次行っていくということも理解しておりますが、最近の敷設替え工事とか、特に震災後あたりの材質の変化とかそういったものがあるのか、また材質が変わったことによって当然耐用年数も延びたりはするでしょうし、ただ水ですから、命に関わることですので、水質が何か変わるとかそういった事例の報告がなされていないかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 現在敷設替えを行っている管につきましては、創設当初、昭和48年ですかね、志津川町・歌津町時代に埋設した管になります。もちろん四、五十年近くたっていますので、耐用年数は過ぎて漏水も頻繁に起こっているというところで、今現在は、ちょっと太い管であればダクタイルという鋳鉄管を利用していますし、ちょっと細くなればハイポリを使っております。震災後、水源が町内3か所変えてございます。戸倉、小森、中井水源ということで、3水源になりました。水道水でございますので、水道法に基づきまして検査は十分やっておりますし、毎日検査それから毎月、4か月に1回は49項目の検査をしてございます。水質そのものは水源が違いますので、微妙に種類が違ってくるかとは思いますけれども、水道法に定める飲料水としての基準は全く超えていなくて、満たしてございますので、問題なく飲んでいただいておりますけれども。そういったことで何か住民のほうから連絡、相談とかというのは、若干お風呂が青くなったという相談が震災後五、六件ございました。今現在も来るんですけれども。中身を申し上げますと、給湯器に使っている銅管から微量なイオンが溶け出して、それと湯あかが反応して青くなるというような事象がまれにあるようです。それは人体には影響ない程度の微量なイオンでございますので、特に飲料水としては問題ないというふうに当方では思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 丁寧に御説明いただきありがとうございます。当町の水、数年前、5年ぐらい前でしょうか、特に戸倉の浄水場あたりは新しい水源に切替えて、以前もそうでしたらが良質の水と水量が豊富だということで、町内各地に送水されてると思いますけれども、今いただいた問合せの中に白系が多いんでしょうけれども洗面台であるとか、浴槽であるとかの青く染まるという、これは水道屋さんにお伺いしますと、緑青、要は銅が溶け出したやつの影響だというふうな、インターネットとかにも載っていますけれども、それと関連があるかどうか分かりませんが、町内でオール電化にした御家庭が多いですけれども、エコキュ

ートの故障がちょっと多くなってきているというお話を、私町内各地の方から伺っております。何の因果関係もないとは思いますが、むやみやたらにたらればの話とか町の話をこういう場所でするべきじゃないと認識しておりますけれども、町民の不安をあおるつもりもないんです、ただ、そういう事例もございますので、命にも関わりますし、先ほどの問合せの内容とかもございますので、その辺、一度きちんと見ていただきて、せめて染まることがありますよというのは現に問合せが来てるわけですから、多分硬水とかという水質の問題だと思うので、最低限そういう周知だけはしていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、本日の日程全て終了するまで延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。それでは時間延長いたします。

上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） エコキュートということで、震災後大分オール電化ならず、うちでもそうなんですけれども、結構数が増えてきまして、その台数に比例して故障も多いのかとは思いますが、当方では水が原因ではないという、故障は水ではないということは確信はしておりますけれども、連絡等をいただきましたら真摯に相談に乗って、原因の究明にも当たっていきたいと思いますし、今後も安全で安心な水の供給に努めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、御手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度南三陸町議会6月会議を終了いたしました。ここで、町長より挨拶がありましたらお願ひいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、6月会議の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げさせていただきます。本会議に提案をさせていただきました全議案、議員の皆さん方に慎重な御審議をいただいて、御認定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

会議の冒頭の日に、桑原調整監がこの6月で財務省にお帰りになるというお話がありました。震災後、財務省のほうから、初代が檀浦君、2代目が橋本君、3代目が桑原君ということで、それぞれ2年ずつ、6年という約束で派遣をいただきました。しかしながら、ちょうど1年前は、まだ桑原調整監が主に担当しておりました高校の全国募集の関係、それから、伝承館の建設に向けての事業というのが全く道半ばということでしたので、その時点で桑原調整監に抜けられるとちょっとうちのほうでも大変だということで、1年ほど前に財務省のほうにお邪魔しまして、何とかもう1年派遣をお願いできないかということで無理無理お願いしましたところ、分かりましたということで1年の延長ということで、1年延長していただきまして、この6月で終了ということになりました。本当に桑原君のおかげで高校の全国募集にもめどがつきました。来年4月からスタートということになりますし、伝承館もこの10月1日にいよいよオープンということになりましたので、本当に桑原調整監には様々な御苦労をいただいたという思いがあります。そういったことで、議員の皆さん方とこの場所で桑原調整監がお会いするということも多分もうないだろうというふうに思いますので、先ほど議長のほうにお願いをさせていただいて、最後に桑原君からお別れの挨拶をということでお願いしましたところ、議長から快く許可をいただきましたので、最後に桑原調整監に挨拶をさせたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 桑原企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 時間がぎりぎりの中、私のためにこんな御挨拶いただけた時間をいただきまして本当に誠にありがとうございます。

今町長からお話をありましたとおり、私6月30日をもちまして南三陸町役場退職ということになります。翌7月1日から財務省主計局のほうでまた新たなお仕事をさせていただくことになってございます。私含め3代、大変南三陸町にお世話をなったなと思ってございます。代表して厚く御礼申し上げます。

私が着任して、町長から道の駅と、特に財源ということと、それから高校魅力化の道筋をということで、これが2大ミッションだということで辞令をいただきました。私、1年延長で3年ということになりましたけれども、道の駅もうすぐ完成ということで、いる間に完成まで至らなかつたんですけれども、また、高校魅力化についても令和5年度から全国募集ということで、6月の4日、5日に全国募集の合同説明会に高校生と一緒に参加させていただきました。うちの町の場合オンラインの説明会だったんですけれども、生徒が率先して説明をしていただきました。学校の先生方も非常にいい雰囲気の中で説明会を開催しまして、本当に何でここに来てすごくいい雰囲気が出来上がってきたなというふうに感じました。多分高校魅力化の取組というのはこれからが本当におもしろくなってくるのかなというふうに思っています。

なかなか国と地方ということで、仕事の仕方も違いまして、なかなかうまく進められない部分も多々あったんですけれども、ひとつ地域の皆さんとかが頑張っていることについて大変応援していただきまして、本当に何かそれが地方公務員としての一つのやりがいなのかなというふうに感じました。また6月末で退職して国家公務員に戻りますけれども、戻ったとしてもここで得た経験というか、そういったものはこれから行政職員として非常に糧になるなというふうに感じています。また、本当に町長からも御縁ということで、大変いろいろ勉強させていただきまして、本当にこの御縁をつなぐというのって非常に大切なのかなと思っていますので、向こうに戻りましてもこちらで得た御縁を大切に過ごしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げさせていただきます。

6月7日から、実質4日にわたっての6月会議、行政報告から始まりまして9名の議員各位による一般質問、大変活発な議論がなされたと思っております。全体的に非常によい流れの議会だったとそのように思っております。今後ともこの流れを維持していくように、皆さんにはよろしく御協力を願ひたいと思います。

そして私からも、桑原調整監には大変長期間にわたって御苦労さまでした。心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時03分 散会